

令和5年度 林野庁補助事業

顔の見える木材供給体制構築事業
「持続性が確保された木材流通のための
立木取引（マッチング）の場の構築」

成果報告書

令和6年1月

一般社団法人 林業機械化協会

一般社団法人 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会

目 次

1. 事業の目的と実施内容	1
(1) 目的	1
(2) 実施内容	1
2. 有識者委員会による検討	2
(1) 有識者委員	2
(2) 会議の開催	2
(3) 持続性が確保された森林の立木取引の流れ	3
ア. 立木価格の設定の考え方	7
(4) 信頼性の確保	11
ア. 関係法令等の関係	11
イ. お問い合わせ窓口での対応	11
(5) 議事概要	11
3. 立木取引のためのウェブサイトの構築	14
(1) インターネット活用の特徴	14
ア. 多くの情報の掲載・獲得が容易	14
イ. 広域の取引の期待	14
ウ. ネット情報の活用が可能	14
(2) サイトの構成	14
(3) 主要コンポーネントのデザイン	15
ア. TOP ページ	15
イ. 立木取引システムについて	16
ウ. 物件情報	18
エ. 出品申込	23
オ. 買受申込	26
カ. 運営機関	27
キ. お問い合わせ	34
(4) 技術的課題とサイト運営経費	34
ア. 技術的課題	34
イ. サイト運営経費	34
4. ウェブサイト運営に向けた条件整備の状況	35
(1) 都道府県アンケート調査	35
ア. 目的	35
イ. 実施内容	35
ウ. 実施結果（概要）	36
(2) 立木取引の各段階で必要となる情報	42
ア. 出品時の境界情報	42

イ. 出品時の森林資源情報.....	46
(3) 持続性担保の確認方法.....	54
ア. 伐採位置情報の活用.....	54
イ. 確認のための手順.....	55
(4) 木材取引関係者からの聞き取り調査.....	58
ア. 聞き取りの目的.....	58
イ. 聞き取り先と聞き取り項目.....	58
ウ. 主な論点.....	59
エ. 聞き取り結果.....	60
(参考資料) 1 課題の整理（検討事項と今後の行程）.....	67
(参考資料) 2 立木取引市場の構築に向けた令和6年度取り組み方向.....	76

1. 事業の目的と実施内容

(1) 目的

我が国の人工林の半分(面積ベース)は50年生を越えて成熟し木材として利用可能な時期を迎えてきており、この豊富な資源を有効活用して森林へ戻す、森林の持続的な経営をおこなっていくことが重要な課題となっている。一方、日本の森林の現状を見れば、森林を適切に管理しようとする森林所有者の意欲は低下し、伐採後に再造林されない伐採跡地が増えており、主伐面積に対する植栽面積の割合は3割程度に留まっている現状にある。

このような中で、2021年には世界的な木材需要の高まりや海上輸送運賃の上昇によって輸入木材の価格が高騰し、国産材製品の価格が大幅に上昇する、いわゆるウッドショックが出現したものの、山元立木価格はその動きをあまり反映せず低下したままとされている。

立木取引の現状は、森林所有者と買受者が個々に情報を集めて行われ、その過程や取引価格は不透明で、森林所有者は情報不足の状況にありこれが立木価格の低迷に反映しているといわれている。そのため、インターネット上にオープンな立木取引の場を作り、森林の持続的な経営を指向する所有者の販売情報を掲げ、その立木の価値を評価して買受けようとする者と引き合わせること(マッチング)が解決の一助になるものと考えている。

このため、今年度は、「持続性が確保された木材流通のための立木取引(マッチング)の場」の構築ための検討を行い、今後、試行を継続し、実際に運用できる場を全国的に広げていくことを目標としている。

(2) 実施内容

令和5年度においては、立木取引システムの枠組みを構築、モデル的な試行など、以下の事項に取り組むこととした。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 有識者委員会による検討<ul style="list-style-type: none">ア 立木取引(マッチング)の場として具備すべき要件イ 対象とする森林の条件ウ 提供する立木情報と調査方法エ 予定価格の算出方法オ 伐出事業者及び再造林事業者の条件カ 伐採後の森林の状況把握方法キ インターネット上の取引(マッチング)手法(法令等の検討を含む) ほか② ウェブサイトの構築<ul style="list-style-type: none">具体的なインターネットサイトのデザイン等③ ウェブサイトの運営に向けた周辺環境の整備<ul style="list-style-type: none">ア 都道府県へのアンケート調査イ レーザ航測データの共有化と森林境界の明確化ウ 木材取引関係者からの聞き取り調査 |
|--|

2. 有識者委員会による検討

(1) 有識者委員

本事業について、専門的な立場からの助言等を行う有識者からなる委員会を設置した。委員は、川上から川下までの各段階から以下の6名を選定した。

表-1 有識者委員一覧

区分	所属・役職	氏名
委員（素材生産）	有限会社 佐川運送 代表取締役	佐川 賢司
委員（製材）	協和木材（株） 代表取締役社長	佐川 広興
委員（木材利用）	筑波大学 生命環境系 准教授	立花 敏
委員（森林経営）	全国森林組合連合会 専務理事	富山 洋
委員（森林経営）	宮崎大学 農学部 教授	藤掛 一郎
委員（流通）	ナイス株式会社 資材事業本部	宮代 博幸

(2) 会議の開催

3回の委員会を開催した。

表-2 有識者委員会の日程と主な議題

日程等	主な議題
第1回 令和5年8月29日	・事業の背景と方向性 ・今年度の進め方
第2回 令和5年11月9日	・事業の中間報告 ・取りまとめの方向性
第3回 令和6年1月11日	・成果報告書の取りまとめ ・令和6年度取り組み方向



図-1 第1回有識者委員会（於 ワイム貸会議室赤坂SGP Room C）



図-2 第2回有識者委員会（於 林友ビル小会議室）



図-3 第3回有識者委員会（於 林友ビル小会議室）

（3）持続性が確保された森林の立木取引の流れ

この事業によって目指す立木取引システムは、今まで前例のない革新的な試みであり、これを通じて森林所有者と買受者のマッチングを円滑に行うためには各種のルール作りが重要である。

今後の試行等を通じて整理・見直しが必要な課題は残っているが、現段階では、サイトへの出品から伐採搬出後の再造林までの流れを以下のように整理した。

表－3 持続性が確保された木材取引の流れ（概要）

	出品者	サイト運営者	買受者
出品者の募集		<p>出品者の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者、地方公共団体、森林組合等の協力が得られるよう説明会等の開催 	
森林情報収集	<p>樹種、林齢、面積など掲載情報の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープン化されているレーザ航測データの活用 ・現地調査の実施 ・隣接者や下流域への配慮等 	<p>調査実施者を紹介(出品者の要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じ森林組合、コンサルタントほか適切な事業者 ・レーザ航測データ入手 ・林野庁、都道府県等に協力を要請 	
出品	<p>申込みフォームの送信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該森林の所有者所有森林であること、森林経営を持続的に行っていくことを誓約 ・境界が明確であり、現地確認できる状況にあることを確認 ・隣接所有者との係争等がないことを確認 ・境界線の現地表示(遅くとも契約時までに実施) ・森林情報、位置情報、希望販売価格等の提示 ・除地、保残帯等の要件、搬出ルート、搬 	<p>事前登録の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お問い合わせのページに事前登録フォームをリンク ・申込みフォームの受付 ・内容の確認 ・希望販売価格等の妥当性の検討(必要に応じ助言) ・物件一覧に掲載 ・掲載手数料は契約締結時又は掲載終了時に徴収 ・出品森林の最低面積、標準処理時期間などの設定は試行結果などをみつつ検討 	

	出品者	サイト運営者	買受者
	<p>出期限、木材の用途、伐採業者の条件等の意思表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採後は再生林の実施方法（委託先、自力の別）の明示 ・再生林後の生育状況を追跡確認することに同意。 		
買受の検討	<p>求められる情報の提供、現地立会等</p>	<p>連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買受希望者の照会事項、出品者の回答等の取り次ぎ（出品者と買受希望者の接触は原則禁止(直接の価格交渉は禁止)) ・出品者には現地案内を、買受希望者には現地確認を促す ・出品者、買受希望者の求めがあれば、森林組合、林業事業者等を紹介 	<p>出品物件の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林情報の分析 ・現地確認 ・製品の販路 ほか
買受申込み		<p>買受フォームの受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買受希望者の信用状況等の審査実施 ・買受者の信用審査期間の迅速化のため事前登録を可能とする ・買受条件の提示 ・提示された情報を出品者に連絡 ・申込みあった都度か、一括かは出品者の要望による 	<p>事前登録の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お問い合わせのページに事前登録フォームをリンク ・買受申込みフォームの送信 ・買受希望価格、伐採実施業者の提示
買受先の決定	買受者の決定	結果の連絡と公表	契約手続きの開始

	出品者	サイト運営者	買受者
	<ul style="list-style-type: none"> ・買受希望価格等の条件をもとに検討 ・価格のみで決定しない場合あり（出品フォームの“その他の条件”に記載） ・契約書の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・買受者への連絡 ・サイトに買受者名、契約価格などを掲載 ・当事者の相談に対応 ・契約書ひな型の提供（予めサイトに掲載） 	<ul style="list-style-type: none"> ・出品者へ連絡
契約・引き渡し	<p>契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の提示 ・登記簿、森林経営計画書、林地台帳等の写しを添付 ・サイトへ契約書の写しを提出と掲載手数料等の支払い 	<p>経費の受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額の掲載手数料 ・取扱量に応じた運営負担金 ・金額は必要経費等を踏まえ設定 <p>契約不履行等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者からの相談に対応 <p>法令等に基づく手続きの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法等に基づく事前又は事後の届出 ・保安林、自然公園などの協議 	<p>契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代金支払い ・以下については試行結果などを見つつ検討 ○現金のみか手形による決済をめるか ○一括払いか分割払いか ○契約不履行等について理由がないときはサイトで氏名を公表
伐採搬出・返地	<p>現場確認（伐採届の提出）</p>	<p>林業事業者等を紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて出品者に代わり現地確認 ・伐採搬出を担う適切な者を紹介 	<p>伐採搬出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な施業が可能な素材生産者の確保 ・搬出期限の厳守
再造林	<p>確実な再造林の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林業者に委託して実施の場合、 ○代金受領後速やかに契約し経費を概算払い ○契約書等の写しをサイトに提出 	<p>契約書等の写しを受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求めがあれば買受者へ送付 <p>完了の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場写真等を受領し、求めがあれば買受者へ送付 ・造林届の提出の確 	

	出品者	サイト運営者	買受者
	<ul style="list-style-type: none"> ○作業完了後に精算 ・造林経費を信託する場合、 ○造林目的の信託契約書等の写しをサイトに提出 ・自力で実施の場合、 ○作業完了後にサイトへ写真を提出 (造林届の提出) 	<ul style="list-style-type: none"> 認 信託口座の持ち方の検討 	
植林状況の確認		<ul style="list-style-type: none"> 伐採位置情報から Google Earth 等で把握する手法を提示 ・再造林及びその後の生育状況が確認できない場合、 ○出品者に状況を聞き取り ○理由がないときはサイトで氏名を公表 	伐採位置情報から Google Earth 等で確認
販売不調の取扱い		<ul style="list-style-type: none"> 掲載情報の削除 ・出品者が設定した締切期間後 ・サイト利用者の拡大のため、当面の間、掲載手数料等は免除 	

ア. 立木価格の設定の考え方

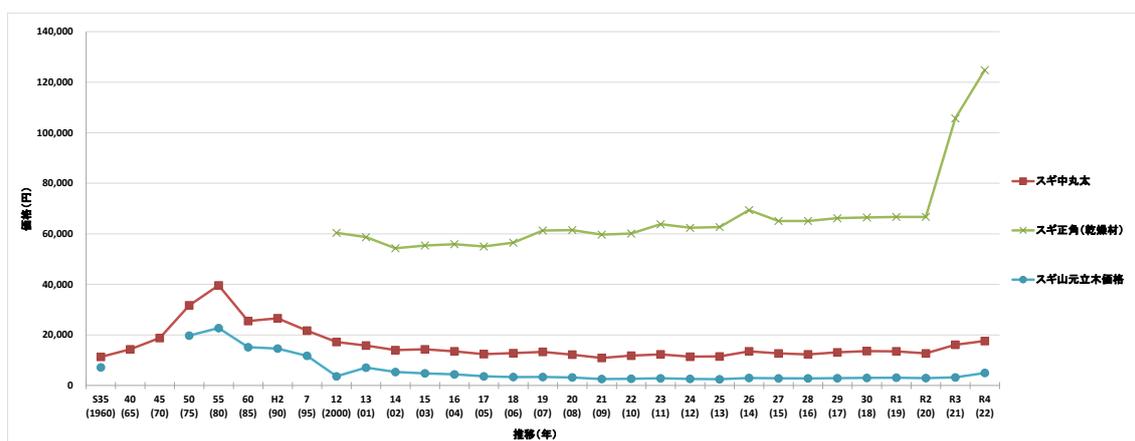
製品の価格は、一般的に製造コスト、需要、競合状況などを踏まえて設定するとされているが、基本は「原価が販売価格を上回らない」ことである。

しかし、現状の立木価格は次の世代の立木に係る経費)¹⁾ (再造林費+固定資

¹⁾ 次の世代の立木に係る経費については、現状は育林費（間伐経費）も含め所有者負担なしの補助事業で実施されている場合もあるが、補助金の交付は今後の国・地方公共団体の財政状況等により不確定な部分

産税等)を伐採収入で賄うという考え方に立てば、再造林費だけを見ても林野庁資料にあるとおり赤字になっており、「原価が販売価格を上回る」状態となっている。

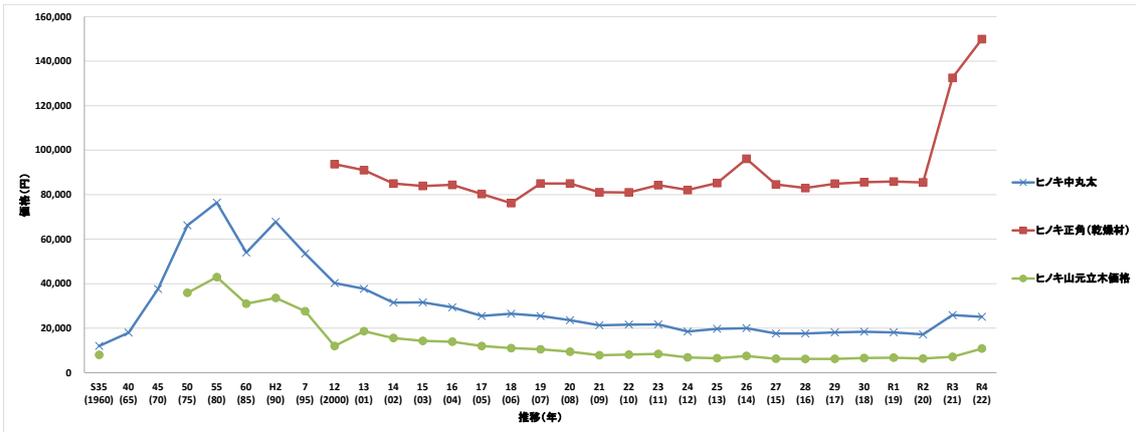
これまでの製材品価格、丸太価格、山元立木価格の推移(図-4、図-5)をみるとスギ、ヒノキとも価格の下落がそのまま山元立木価格にしわ寄せされていることが分かる。山元立木価格と再造林費用の関係(図-6)とを合わせて考えれば、現状の山元立木価格は持続可能な経営に必要なコストなどが考慮されている価格とはいえない。



- 注1：スギ中丸太(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、ヒノキ中丸太(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、カラマツ中丸太(径14~28cm、長さ3.65~4.0m)のそれぞれ1m³当たりの価格。
 注2：「スギ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)、「ヒノキ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)、「ホワイトウッド集成管柱(1等)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)はそれぞれ1m³当たりの価格。「ホワイトウッド集成管柱(1等)」は、1本を0.033075m³に換算して算出した。
 注3：平成25(2013)年の調査対象等の見直しにより、平成25(2013)年以降の「スギ正角(乾燥材)」、「スギ中丸太」のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。
 注4：平成30(2018)年の調査対象等の見直しにより、平成30(2018)年以降のデータは、平成29(2017)年までのデータと連続していない。
 出典：農林水産省「木材需給報告書」、日本銀行「企業物価指数(日本銀行時系列統計データ検索サイト)」

図-4 スギにおける価格推移(製材品価格、丸太価格、山元立木価格)

も多いことから経費には考慮していない。



注1：スギ中丸太（径14～22cm、長さ3.65～4.0m）、ヒノキ中丸太（径14～22cm、長さ3.65～4.0m）、カラマツ中丸太（径14～28cm、長さ3.65～4.0m）のそれぞれ1m³当たりの価格。

注2：「スギ正角（乾燥材）」（厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m）、「ヒノキ正角（乾燥材）」（厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m）、「ホワイトウッド集成管柱（1等）」（厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m）はそれぞれ1m³当たりの価格。「ホワイトウッド集成管柱（1等）」は、1本を0.033075m³に換算して算出した。

注3：平成25(2013)年の調査対象等の見直しにより、平成25(2013)年以降の「スギ正角（乾燥材）」、「スギ中丸太」のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。

注4：平成30(2018)年の調査対象等の見直しにより、平成30(2018)年以降のデータは、平成29(2017)年までのデータと連続していない。

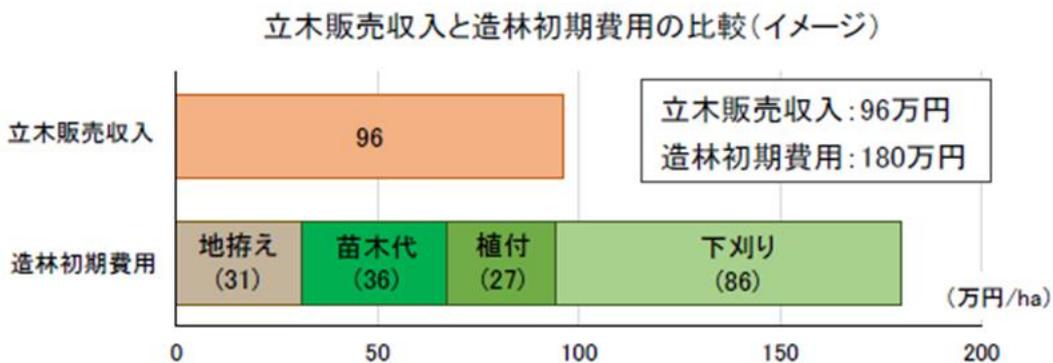
出典：農林水産省「木材需給報告書」、日本銀行「企業物価指数（日本銀行時系列統計データ検索サイト）」

図－5 ヒノキにおける価格推移（製材品価格、丸太価格、山元立木価格）

■ 立木販売収入と再造林費用

再造林費用は主伐による収入を大きく上回る。

（造林初期費用は立木販売収入のほぼ倍（▲84万円））



注1：立木販売収入は、スギ山元立木価格にスギ10齢級の平均材積315m³/haを乗じて算出した。

注2：林野庁業務資料

出典：林政審議会（令和2年10月12日）配布資料一覧：林野庁：資料6 再造林の推進：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/attach/pdf/201012si-18.pdf>

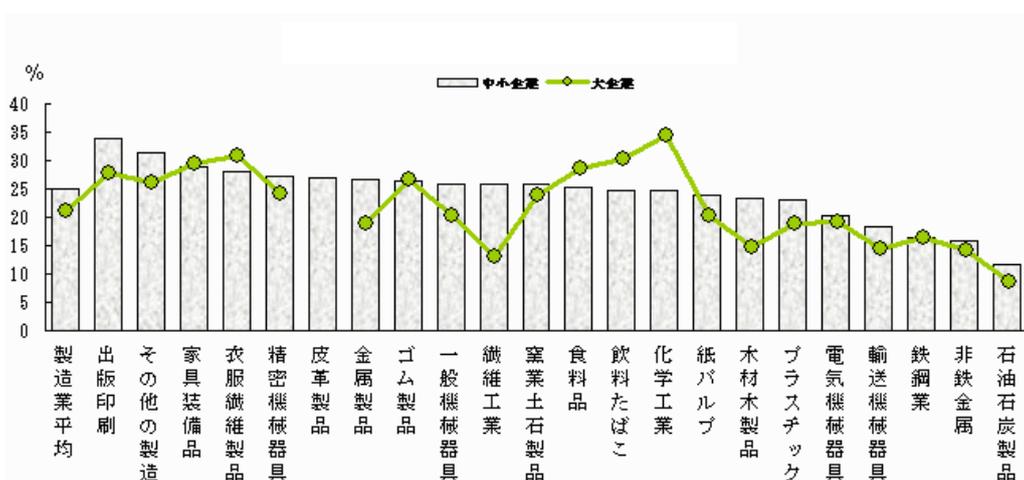
図－6 立木販売収入および再造林費用の関係

当該事業で想定している立木市場においては、持続可能な経営の基盤づくりのために、確実に再造林が実施されることを担保した上で「原価が販売価格を上回らない」価格により立木が取引されることを目指すことである。

このため、市場に立木を出品する森林所有者（以下「出品者」という。）は、当該林分の再造林経費について再造林を委託する事業者（森林組合等）に確認するなどにより、その他の経費（固定資材税等）をも考慮した上で、自らの収入となる利益分を上乗せして価格を設定することとなる。この場合、出品者は出品する林分から A 材、B 材、C 材等がどの程度の比率で生産されるのか、素材生産経費がどの程度かかるのかなど、買受者の経費がどの程度のものになるか概算を見積った上で売出し価格を提示することができれば、より説得力のある価格決めになると考えられる。

なお、この立木市場では、契約実現の観点から、過大と考えられる希望販売価格が設定された申込みがあった場合には、出品者に見直しを助言することも検討する必要がある。

また、買受者は、入札に先立ち、提示された情報を基に、売り出された林分を現物熟覧して「原価が販売価格を上回らない」よう林分の価値を評価し購入額を考えることになる。利益については、他産業における売上利益率¹⁾（図－7）を参考とする考え方もある。



出典：2.中小企業の売上総利益率 | 商工業実態基本調査 | 経済産業省：<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syokozi/result-2/h2c5kaaj.html>

図－7 製造企業における売上純利益率

¹⁾ 売上総利益率は、売上総利益（粗利益）を売上高で除したもので、売上高に対する利幅を示す。この比率は、企業の収益性を判断するための基本的な指標の一つである。この比率が高いほど収益性は高くなる。

(4) 信頼性の確保

ア. 関係法令等の関係

(3) に沿って木材取引サイトを運営することについて弁護士に相談したところ、関係法令等に抵触する問題は想定されにくく、利用規約等で責任の範囲等を明示して運営することが重要との見解を得ている。

今後の試行の中で明らかになってくる課題に関しても法的な側面を含めて妥当なものとなるよう対応していくことが必要である。

イ. お問い合わせ窓口での対応

サイトは関係機関、林業関係団体等とのネットワークを活用して、出品者と買受者の課題の解決に向けて真摯に相談対応をする体制で望むことが極めて重要である。

(5) 議事概要

第1回(8月29日)

主な課題・発言	回答等
立木取引システム構築の意義	<ul style="list-style-type: none">・持続的な森林経営を推進するため、森林所有者が意欲を持てるような市場価格を形成される仕組みの存在は重要。・立木取引がオープンになれば森林所有者が森林の価値を判断して取引を行えるようになる。
再生林の担保について	<ul style="list-style-type: none">・再生林が担保されていることは市場価値として重要。・森林所有者に再生林を促す対策やシステムが必要。
森林所有者への利益還元を価格形成の中でどのように実現するか	<ul style="list-style-type: none">・森林所有者へ利益が還元されることによる木材価格の上昇は川下全体で考えて吸収するような方向に導くべき。
航空レーザ等の森林情報の活用について	<ul style="list-style-type: none">・航測データの林分内容解析を用いた立木取引が岩手県で実際に行われており、簡易で客観性の高い立木取引を進める際の参考となるはず。
土地付き販売への対応	<ul style="list-style-type: none">・今年度は立木のみ限定して進める。
買い方の参加資格	<ul style="list-style-type: none">・買い方にも参加条件を設定する必要がある。
立木買取の立場からの得失	<ul style="list-style-type: none">・立木をまとまりで確保する機会になりえる。・再生林をセットにした販売への対応は難しい。

第2回（11月9日）

主な課題・発言	回答等
持続性担保の価値をアピールする対象	<ul style="list-style-type: none"> ・最終消費者へつながる業態では持続性担保材の必要性を理解している。 ・サプライチェーン全体で理解を深めて、持続性担保材の流れを作る必要がある。
価格転嫁を最終消費者までつなげる方法（サプライチェーンの中での仕分けなどが課題となるのではないか）	<ul style="list-style-type: none"> ・再造林経費を明確にすることが考えられる。 ・仕分けについては、クリーンウッド法による合法木材と同等程度の対応でできるはず。 ・QRコードでウェブサイトへ誘導してユーザー自身が現状確認する方法を考えている。
出品情報の準備（必要な情報が多くあり、森林所有者がすべてを自分で準備することはかなりハードルが高いのではないか）	<ul style="list-style-type: none"> ・航空レーザー解析など森林情報のオープン化が進んでおり、その活用が考えられる。 ・地籍調査など境界画定されている地域から始めることが想定される。 ・予定価格などは経営意欲がわくことを前提に設定し、高すぎる場合には見直すなどで対応していけばよいのではないか。
出品情報の準備（森林所有者を支援する仕組みが必要ではないか）	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合や林業改良指導員などに技術的支援が行える機関を紹介することなどが考えられる。
森林所有者が再造林できない、経営を継続できない、といった場合に買受側が再造林や森林経営を引き受けることも考えるべきではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・持続性担保の観点で見れば、再造林が確実に行われることが担保されるのであれば、買受者が再造林・経営を行っても問題ないのではないか。 ・例えば、A 立木のみ、B 再造林込み、C 土地込み、といったタイプ分けを行うことも考えられる。

第3回（1月11日）

主な課題・発言	回答等
出品物件の森林情報の信頼性の確保が重要	<ul style="list-style-type: none"> ・買受者が情報の精度を判断できるよう、出品物件の森林情報の調査方法等を明示 ・レーザー航測データの整備及びその開示を関係行政機関等に求めていく必要 ・立木取引では調査した材積と出材量との間に差が出ることがある。 ・現物熟覧の原則の下で、サイトが出品者に現地案内への支援を行う一方、買受希望者には現地確認の実

	<p>施を促すなど、円滑な取り引きに結びつけることが重要。</p>
隣接所有者、搬出条件等の情報が重要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出品申込みフォームに記載することになっているが、出品者の能力等によって内容・精度は区々になる。必要に応じて地域の森林・林業関係者が作成支援することも必要。 ・ 出品者が隣接所有者と共同で出品することで、より有利な販売になる可能性があるなど、サイトへの参加を働きかける際には様々なケースを想定する必要。
手数料設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出品物件の掲載と運営経費を確保することが必要。ただし、当面は、利用者を拡大していくため契約不調時の掲載料は求めないこととすべきではないか。 ・ 現地案内など手数料以外の経費についても明らかにしておくことが必要。
価格のみで売り払い先を決定しない場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低希望価格を上回る申込みであっても、出品申込みフォームで示した立木の用途、施業実施者などの条件に合致しない場合は契約しない可能性があることを明示。 ・ サイトは、より多くの契約を成立させる観点から、厳し過ぎる条件が設定された申込みについて掲載前に見直しを助言。
買受先の決定時の通知の流れが不明確 不動産取引仲介のようにサイトが関わる必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイトは買受申込みがあった価格等の情報を出品者に提供するとともに、出品者が落札者を決定した後は、ネット上に結果を掲載する一方、買受者へ連絡する。その上で買受者は契約締結について出品者へ連絡という流れ。 ・ 契約は出品者と買受者の2者契約であるが、今後サイトが最大限関与できる範囲について検討が必要。
希望販売価格の設定における造林経費の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的な森林経営のモチベーションが維持できるような価格を提示することが重要。 ・ 造林経費は、所在地域の森林組合等に問い合わせるなどして、希望最低価格の設定に反映する（その場合、補助金は控除しない）
R 6 年度以降の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県アンケートの分析、市町村の条件整備の状況などを踏まえ、試行する地域を抽出し事例を積み上げ。（全国展開の条件の分析を含む）

	<p>・森林の持続経営にかかる多様な動きとも連携を進めるなどして、サイトの構築と利用拡大に積極的に取り組むことが必要。</p>
--	---

3. 立木取引のためのウェブサイトの構築

(1) インターネット活用の特徴

ア. 多くの情報の掲載・獲得が容易

森林に関する基本情報、伐採搬出にかかる条件の把握を容易にする地図情報などのほか、立木を探している者の関心を喚起するための360度写真などの膨大な量の情報を掲載することができ、出品者、買受希望者にとって利便性が高い。

イ. 広域の取引の期待

立木取引は、限られた地域内での情報収集、買受者の間で行われることが多いが、インターネット上で行うことで、広範囲に森林所有者と買受希望者が出会え、より有利な条件での販売と必要な品質や量の木材の確保が期待される。

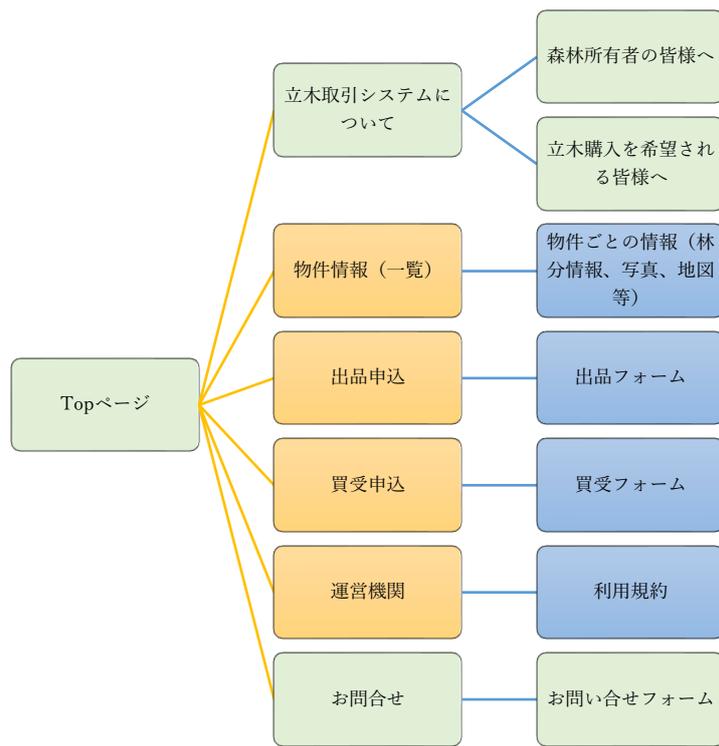
ウ. ネット情報の活用が可能

ネット上には各県が開示している地理情報やGoogleなどが提供している衛星情報があり、閲覧者が自由に見たい場所を拡大視できるなど、買受希望者は森林内容を詳細に把握し、対象物件の現状をより詳細に検討することが可能である。一方で、サイト運営には相応の初期投資とランニングコストは必要になる。

(2) サイトの構成

立木取引を行うウェブサイトは、入口となるTOPの下に、森林所有者が森林経営を持続的に進めていくことを誓約し、出品する森林情報を入力する出品申込のページ、買受けを希望する者が必要情報を入力する買受申込みの、手続き、規則等を説明する立木取引システムについてのページなどから構成する。

TOPとお問合せは広く一般の者に閲覧可能とするが、そのほかの商品一覧等は個人の財産とその処分に密接に関わる情報であることから、利用登録を行った者のみがアクセス可能とすることとする。



□ は利用登録なしにアクセス可能

図－8 立木取引システムの構成

(3) 主要コンポーネントのデザイン

ア. TOP ページ



イ. 立木取引システムについて

🏠 > 立木取引システムについて

立木取引システムについて

.....

立木取引システムとは

○立木取引システムとは

「立木取引システム」サイトは、立木を販売したい方と購入したい方を結びつける役割を担います。

○ご相談はお気軽に

お問い合わせフォーム（←リンク）を準備しております。お気軽にお問い合わせください。お電話でのお問い合わせも受け付けております。

（ア）森林所有者の皆様へ

🏠 > 立木取引システムについて > 森林所有者の皆様へ

森林所有者の皆様へ

.....

（立木取引システムをご利用される際の注意点等）

○森林所有者の皆様へ

- ・規約にご同意ください。

立木取引システムをご利用いただくに当たっては、規約をご熟読いただき、規約に従って取引を進めることにご同意いただく必要があります。詳しくは規約のページ（←リンク）をご覧ください。

- ・再造林及びその後の森林育成への取組みを約束してください。

立木取引システムでは、再造林作業によって森林経営の持続性を担保する所有者から出品のみを受け付けております。そのため、出品に当たっては伐採後の再造林等を約束して頂く必要があります。

- ・森林情報をご準備ください。

出品者の皆様には、買受希望者が出品された立木の伐採が確実にできることを確認し、立木の価格を評価するために必要な以下のような森林情報を提供していただく必要があります。

- 対象森林の境界明示。地籍図、隣接所有者情報等で代替することも可
- 樹種、林齢、材積、施業履歴。標準値調査、レーザ航測などの調査方法を明示
- 搬出条件。路網図、CS 立体図による代替も可
- 制限条件。保安林、自然公園、土砂災害、河川利用等の情報

なお、伐採作業を行う業者、伐採した木材の使用などについて条件を設定することができます。

- ・様式を用いてお申し込みください

販売したい立木の出品に当たっては、出品申込のページ（←リンク）にある様式に必要な事項をご入力して送信してください。出品作業が完了しますと「物件情報」の一覧に表示されますので、随時ご確認ください。

（イ）買受希望の皆様へ

🏠 > 立木取引システムについて > 立木購入を希望される皆様へ

立木購入を希望される皆様へ

.....

（立木取引をご利用される際の注意点等）

○立木購入を希望される皆様へ

- ・購入候補物件のお選びください。
物件一覧から購入希望商品を選択いただけます。
- ・現地調査の申込ができます
立木取引においては現物熟覧が原則となります。現地調査のご希望をお知らせください。また、現地調査等を行う事業者を紹介することが可能ですので、ご相談ください。
- ・購入申込み締切日を守ってください
ご希望物件の基本情報に記載した購入希望締め切り日までに購入申込のページ（←リンク）にある様式に買受希望金額等を入力して送信してください。ご契約の候補者となった方には直接ご連絡いたします。
- ・売買契約、入金と物件の引渡しについて
落札された場合には、2週間以内に売買契約を締結するとともに、契約日から2週間以内にご入金をしていただいたのち、立木の引渡しとなります。契約は森林所有者と

買受者の間で締結いただきます。

・ 売買契約後のお問合せ

立木取引システムでは、売買契約後においても森林経営の持続性の担保についてのお問い合わせを受け付けております。ご遠慮なくお問合せのページ（←リンク）を様式を用いてお問い合わせください。

ウ. 物件情報



立木取引システム

HOME 物件情報 出品申込 買受申込 お問い合わせ

🏠 > 物件情報

物件情報

番号	場所	樹種	林齢	面積	材積	最低価格	所有形態
1	宮崎県美郷町	スギ	77年生他	7.60ha	4,191m ³	00,000,000円	個人
2	長野県伊那市	カラマツ	60年生	3.53ha	1,415m ³	00,000,000円	県有林
3	岩手県岩泉町	アカマツ他	50～57年生	3.53ha	6,409m ³	00,000,000円	県有林

No.3 岩手県岩泉町 6,409m³



基本情報

住所	岩手県下閉伊郡岩泉町字〇〇XX-X
面積	面積合計：23.0ha
主たる樹種	アカマツ(4,447本)、カラマツ(3,228本)、スギ(262本)
林齢	50~57年(アカマツ)、48年(カラマツ)、49,50年(スギ)
施業履歴	保育間伐（H10年、H25年）
総材積	約4,191m ³ （ha当たり551.4m ³ ）
調査方法	航空レーザー解析（R3年 〇〇社）
法令制限等	水源涵養保安林
境界、搬出関連の情報	周囲は全域県有林。境界はマーキング済み。境界標に基づき周囲測量済み（コンパス測量）。
売払希望最低価格	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
購入希望書締切日	令和5年10月20日
その他の条件	特になし

立木明細書

売払番号	事業区	樹種	面積(ha)	径級(cm)	立木本数(本)	立木材積(m3)
601	〇〇	スギ		10～60	262	373.016
		アカマツ		10～50	4,447	3,712.315
		カラマツ		10～50	3,228	2,324.660
		計	23.00		7,937	6,409.991

樹種	スギ		アカマツ		カラマツ		計	
	49, 50年生		50～52, 57年生		48年生			
林齢	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	1	0.042	11	0.462	3	0.108	15	0.612
12	3	0.213	52	3.432	25	1.7	80	5.345
14	4	0.408	82	7.872	85	9.18	171	17.46
16	3	0.45	99	13.266	178	26.878	280	40.594
18	5	0.99	167	30.227	236	51.448	408	82.665
20	1	0.256	187	44.132	276	78.384	464	122.772
22	8	2.584	185	55.685	312	121.368	505	179.637
24	11	4.411	207	73.071	353	170.499	571	247.981
26	4	1.96	253	110.055	289	170.221	546	282.236
28	5	2.955	244	120.78	261	185.049	510	308.784
30	7	4.725	277	165.092	277	233.788	561	403.605
32	12	9.624	284	189.712	234	220.896	530	420.232
34	15	14.13	289	228.31	194	213.206	498	455.646
36	19	20.026	280	244.44	125	158.625	424	423.091
38	22	26.884	286	290.862	119	173.145	427	490.891
40	19	25.612	311	342.722	80	127.28	410	495.614
42	21	32.361	279	332.01	48	86.592	348	450.963
44	23	38.548	279	379.44	55	111.98	357	529.968
46	17	32.249	237	345.546	39	85.8	293	463.595
48	13	26.663	227	357.298	25	61.525	265	445.486
50	13	29.848	211	377.901	14	36.988	238	444.737
52	15	36.99					15	36.99
54	8	21.904					8	21.904
56	8	23.336					8	23.336
58	4	12.428					4	12.428
60	1	3.419					1	3.419
計	262	373.016	4,447	3,712.32	3,228	2,324.66	7,937	6,409.99

Googleマップ



[物件画像はこちら](#)

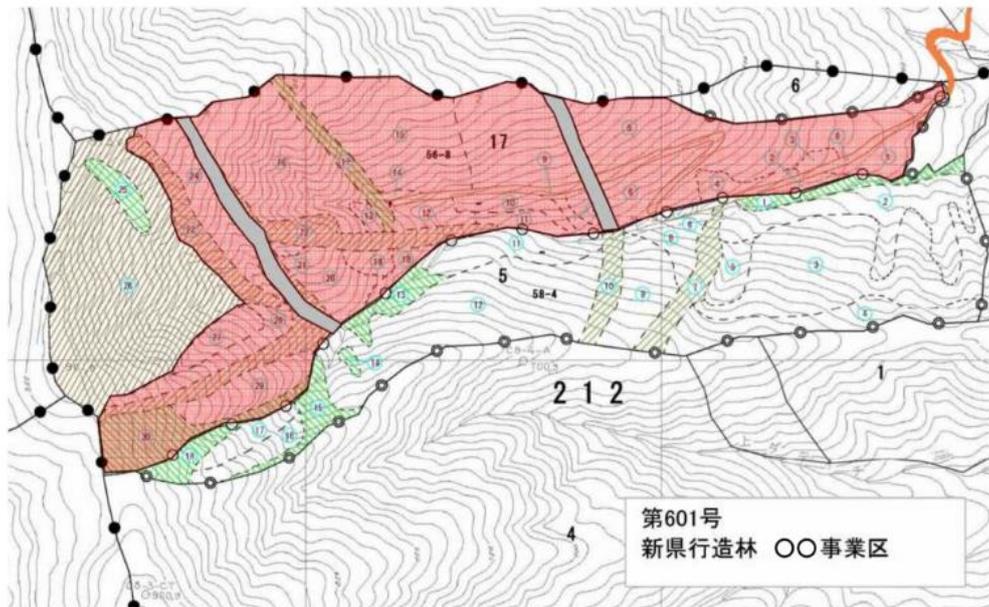
[KMLファイルDL](#)

[商談お申し込み](#)

物件画像



位置図 出典：国土地理院地形図



平面図 出典：岩手県森林計画図

エ. 出品申込

出品申込みフォーム

出品申込について

- 森林所有者が立木販売物件の出品にあたり、販売条件等にご同意頂く作業を行います。記載事項に同意いただける場合には、内容をご確認の上、チェックマークを入れて下さい。

立木販売物件規約

任意

立木販売物件規約に同意する

以下について誓約します

- 伐採後の跡地は再造林を行うとともに、持続的に森林管理を行う
- 立木の所有権は出品者が有している（共有林の場合、共有者全員の同意を得ている）
- 販売対象地の境界は確定されており、境界線に係る紛争は存在しない

(事前の条件等チェック画面)

このたびは立木取引の場構築サイトにアクセスいただきありがとうございます。
立木販売物件の出品にあたり、記載事項に同意いただける場合にはチェックマークを入れて（クリックして）ください。

- 以下について誓約します
 - 伐採後の跡地は再造林を行うとともに、持続的に森林管理を行う。
 - 立木の所有権は出品者が有している（共有林の場合、共有者全員の同意を得ている）。
 - 販売対象地の境界は確定されており、境界線に係る紛争は存在しない。
- 以下について同意します
 - 出品した森林に関する情報をインターネット上で開示されること
 - 買受希望者が現地に入林すること
 - 現地案内を求められた場合に本人または代理人が現地立会すること
 - 請負など再造林の実行方法にあわせた証拠書類を提出すること
 - 再造林地は森林保険に加入すること
 - 再造林地後の生育状況をインターネット上で追跡確認されること

次に進む

※誓約事項、同意事項がすべてチェックされていなければ次ページに進むことはできません。

(出品申込画面)

- 出品者登録番号

※事前に出品者登録をお願いいたします。

- 立木の所在する住所

地籍調査等の情報に合致した住所の入力をお願いします

- 伐採対象面積

- 総材積 (ha 当たり材積)

<input type="text" value="m3"/>	<input type="text" value="m3/ha"/>
---------------------------------	------------------------------------

- 主たる樹種ごとの本数、林齢、樹高、材積

小班・樹種	本数	林齢	樹高	材積

いくつかの小班に分かれる場合には小班ごとに入力

調査方法 (人力、地上レーザ、航空レーザ(実施年度、会社・団体名)の別) 等について入力をお願いします。

- 主な施業履歴

実施年	施業項目

- 法令制限等

保安林、自然公園等の指定状況等について入力をお願いします。

- 境界情報

境界測量した図面を PDF で添付願います。

シェープファイル等の境界データを添付願います。

● 搬出情報

搬出期限: :	年
---------	---

伐採・搬出まで受忍できる最長期間を記載してください。
搬出条件を示した図面データを添付願います。

● 再造林の方法

委託、造林信託、自力実施の別を記入願います。委託及び造林信託の場合、売買契約成立後は速やかに契約を締結してください。

● 売払い希望価格

	円
--	---

● 締切日（希望日）

年	月	日
---	---	---

● その他の条件

内容確認

※内容確認画面を経由して申込を行います

オ. 買受申込

買受申込みフォーム

買受申込について

- 立木取引は現物熟覧を原則としておりますが、買受希望者の方が林内視察を希望される際には森林所有者の了解を得ていただく必要があります。林内視察は以下のフォームにご記入の上、お申し込みください。

立木販売物件規約

任意

立木販売物件規約に同意する

以下について誓約します

- 法令等に則り、必要な伐採・造林作業の手続等を確実に行う
- 買い受けた立木の再販売は行わない
- 林地保全に配慮し、伐採搬出作業後の補修等を責任もって行う

(事前の条件等チェック画面)

このたびは立木取引の場構築サイトにアクセスいただきありがとうございます。
立木販売物件の買受にあたり、記載事項に同意いただける場合にはチェックマークを入れて（クリックして）ください。

- 以下について誓約します
 - 法令等に則り、必要な伐採・造林作業の手続等を確実に行います。
 - 買い受けた立木の転売は行いません。
 - 林地保全に配慮し、伐採搬出作業後の補修等を責任もって行います。
- 以下について同意します
 - 買い受けた立木の価格をインターネット上で開示すること

次に進む

※誓約事項、同意事項がすべてチェックされていなければ次ページに進むことはできない。

(買受申込画面)

- 買受者登録番号

事前に買受者登録した方以外は空欄をお願いいたします。

- 事前の現地調査
事前に現地調査をご希望の方は[こちらの](#)ページから申し込みをお願いいたします。

- 買受を希望する物件番号

- 買受希望金額（立木のみ、税抜き）

 円

- 買受に際する条件等

出品者に対して希望される条件等があればご記入下さい。

内容確認

※内容確認画面を経由して申込を行います。

カ. 運営機関

立木取引システム利用規約

[ホーム](#) > [運営機関](#) > [利用規約](#)

利用規約



立木取引システム利用規約

(利用規約案)

[立木取引システム利用規約]

この利用約款は、立木取引システム（以下「システム」といいます。）が運営するネット上での立木販売者と買受者のマッチングサービスの利用の諸条件を定めるものです。

第1条 本サービス内容及びシステムの役割

本サービスはオンラインで立木販売の情報を立木を買い取りたい方に提供するサービスです。ユーザー間の立木売買の場を提供するもので、ユーザー間の売買契約、出品、引渡し等に関しては、すべて当事者であるユーザーの自己責任とし、弊システムは自ら売買を行うものではなく、売買の委託を受けるものではありません。弊システムは本規約中に別段の定めがある場合を除き、売買契約の取消、解約、解除、原状回復、返金、保証など取引の遂行には一切関与しません。また、本サービスは競りの方法（オークション）により物品の売買を行おうとする者のあっせんを行うものではありません。

本サービスの内容は、本利用規約及びガイドに規定する通りとします。

第2条 定義

本利用規定において、以下の用語は別途定義されている場合及び文脈上別異に解すべき場合を除き、以下の意味を有する者としてします。

- 「ユーザー」とは、本規約の内容に同意して、日本国内において本サービスを利用する日本在住の個人及び弊システムが指定した法人を指します。
- 「出品者」とは、本サービスを通じて立木を出品するユーザーをいいます。
- 「買受者」とは、本サービスを通じて立木を買受するユーザーをいいます。
- 「出品」とは、ユーザーが本サービスで立木の取引に必要な情報を掲載・発信し、他のユーザーが閲覧可能かつユーザーが立木を取引できる状態にすることをいいます。
- 「立木」とは、出品を希望するユーザーが所有する土地に生立する木本類で、そのユーザーが保有するものをいいます。
- 「立木代金」とは、本サービスにおいて立木が買受された際の出品者と買受者との間の売買契約における当該立木の売買価格をいいます。
- 「利用料」とは、本サービスの利用に関して、弊システムがユーザーから徴収する料金（販売手数料、決済手数料その他の名称の如何を問わないものとします。）をいいます。

第3条 本利用約款への同意及び本利用約款の変更

1. 本規約への同意及び適用

本規約は、本サービスの利用に関する条件をユーザーと弊システムとの間で定めることを目的とし、ユーザーと弊システムの間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。ユーザーは、本規約に同意をしたうえで、本規約の定めに従って本サービスを利用するものとし、ユーザーは、本サービスを利用することにより本規約に同意したものとみなされます。

2. 本規約の変更

弊システムは、必要に応じ、弊システムが運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所への掲示をすることにより、本規約の内容を随時変更できるものとします。本規約の変更後に、ユーザーが本サービスを利用した場合には、ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなされます。なお、本規約の変更に同意しないユーザーは、本サービスの利用を停止してください。弊システムは、本規約の改定又は変更によりユーザーに生じたすべての損害について、弊システムの故意又は過失に起因する場合を除き、責任を負いません。

第4条 ユーザー登録

1. 登録

ユーザー登録は、必ず本人が行ってください。また、ユーザー登録の際は、必ず正確な情報を入力してください。

2. 登録拒否

弊システムは、ユーザー登録をされようとする方が以下各号のいずれかに該当する場合、ユーザー登録の申請を承認しないことがあります。

- 本規約が定めるユーザー資格を満たしていない場合
- 過去に本規約違反等により、弊システムから利用停止等の処分を受けている場合
- 登録内容に正確ではない情報又は虚偽の情報が含まれている場合
- 弊システムの運営、サービス提供若しくは他のユーザーの利用を妨害する又はそれらに支障をきたす行為を行った場合やそのおそれがあると弊システムが合理的な理由に基づき判断した場合
- 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）、テロリスト等日本政府若しくは外国政府が経済制裁の対象として指定する者に該当すること、又は暴力団員等と一定の関係を有すること（暴力団員等に対して資金を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること、暴力団員等を不当に利用していると認められること、又は、ユーザー登録をされようとする方が法人の場合、暴力団員等がその経営を支配し若しくはその法人の経営に実質的

に関与していると認められること、その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること）（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）が判明した場合

- その他弊システムが不適當であると合理的な理由に基づき判断する場合

3. ユーザー等の確約

ユーザー等は、反社会的勢力のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて弊システムの信用を毀損し又は弊システムの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

4. 登録内容の変更

ユーザーは、登録内容に変更がある場合は、直ちに更新しなければならず、常にユーザー自身の正確な情報が登録されているように登録内容を管理及び修正する責任を負います。登録内容に変更があったにも関わらず、変更を行っていない場合、弊システムは、登録内容に変更がないものとして取り扱うことができます。変更の届出があった場合でも、変更登録前に行われた取引や各種手続は、変更前の情報に依拠する場合があります。

5. 登録情報の管理

ユーザーは、入力したメールアドレス、パスワード等の情報（以下「アカウント情報」といいます。）を自ら管理する責任を負います。ユーザーは、アカウント情報を第三者に利用させることや、譲渡、売買、質入、貸与、賃貸その他形態を問わず処分することはできません。

6. 登録の取消

弊システムは、ユーザーが以下の各号のいずれかに該当した場合又は該当したと弊システムが合理的な理由に基づき判断した場合、事前の通知なしに、ユーザー登録の取消、本サービスの全部若しくは一部へのアクセスの拒否、利用停止等、又は、ユーザーに関連するコンテンツや情報の全部若しくは一部の削除の措置をとることができるものとし、弊システムは、その理由を説明する義務を負わないものとします。なお、弊システムは、ユーザーが以下の各号のいずれにも該当しないことを確認するために、弊システムが必要と判断する本人確認を行うことができ、かかる本人確認が完了するまで本サービスの全部又は一部へのアクセスの拒否、利用停止等の措置をとることができます。

- 法令又は本規約に違反した場合
- 不正行為があった場合
- 登録した情報が虚偽の情報であると弊システムが判断した場合
- 本規約上必要となる手続又は弊システムへの連絡を行わなかった場合
- 登録した情報が既存の登録と重複している場合
- 登録した携帯電話番号又はメールアドレスが不通になったことが判明した場合
- ユーザーが債務超過、無資力、支払停止又は支払不能の状態に陥った場合
- 他のユーザーや第三者に不当に迷惑をかけた場合
- ユーザーが登録した金融機関の口座に関し違法、不適切その他の問題があることが当該金融機関による指摘等により判明した場合

第5条 禁止事項

弊システムは、本サービスに接したユーザー及び第三者の、ガイドの禁止されている行為に該当すると弊システムが合理的な理由に基づき判断する行為（以下「禁止事項」といいます。）を禁止します。

第6条 立木の出品

1. 出品手続等

出品者は、弊システム所定の手続に従い立木の出品を行うものとします。（出品者は、出品に先立ち、弊システムとの間で出品契約を締結する必要があります。）

※ネット上の販売では出品者（販売店）とシステム運営との間での契約締結が一般的。

2. 保続性の確約

出品者は立木地の伐採後の更新を約束し、誓約書に署名する必要があります。保続性を約束しない立木を出品した場合は、出品者の故意又は過失に関わらず、本規約違反行為とみなします。

3. 立木の説明等

ユーザーは、立木を出品する際に、真に売却する意思のない出品、その立木情報だけでは正しく立木伐採条件等を理解できない又は混乱する可能性のある出品、もしくは十分な説明を行わない出品等を行ってはなりません。また、出品者は、出品する立木と関係のない画像等を当該出品情報として掲載してはいけません。

4. 法令遵守

ユーザーは、出品にあたっては不当表示防止法、不正競争防止法その他の法令を遵守しなければなりません。

5. 特定ユーザーへの販売を意図した出品

ユーザーは、他の特定のユーザーのみを対象とする販売を意図して立木を出品することができません。弊システムは、その裁量により、出品の条件その他の状況から、ある立木の出品が他の特定のユーザーのみを対象とする販売を意図するものであるか否かを判断することができるものとします。

6. 出品に関する本規約違反

出品に関して、弊システムが本規約に違反する又は不適切であると合理的な理由に基づき判断した場合、弊システムはその出品やその出品に対して発生していた買受行為等を弊システムの判断で取消することができるものとします。本項に基づく措置によってユーザーに生じる損害について、弊システムの故意又は過失に起因する場合を除き、弊システムは責任を負わないものとします。

7. 弊システムの免責

ユーザーの出品等によって、ユーザー及び第三者に生じる損害につき、弊システムの故意又は過失に起因する場合を除き、弊システムは責任を負わないものとします。

第7条 立木の買受

1. 買受手続

ユーザーは、弊システムの定める手続により買受の意思をもって、申込みを行うものとします。

2. 買受意思等

ユーザーは、買受する意思のない注文等、弊システムの判断でいざら目的と見受けられる申込みを行うことはできません。

3. 必要データ

弊システムが定める取引開始可能な時間内に、弊システムの管理するサーバーに立木代金に関するデータ、販売意思のアクションデータなどの弊システム所定のデータの到達が確認できなかった場合、申込みは無効になるものとし、ユーザーは予めこれを承諾するものとします。

4. 自らの出品物の買受禁止等

出品者は、自らの出品物を買受することはできません。出品を取り下げたい場合は、ユーザーは、弊システム所定の手続に従って行うものとします。

5. 弊システムの免責

ユーザーの注文、買受等によって、ユーザー及び第三者に生じる損害につき、弊システムの故意又は過失に起因する場合を除き、弊システムは責任を負わないものとします。

第8条 支払及び取引の実行

1. 売買契約の成立

買受者が出品された特定の立木の買受完了手続をした時をもって当該立木の売買契約が成立するもの

とします。出品者及び買受者は、売買契約に基づき発生した権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他の処分することはできないものとします。

2. 支払期限及び送料

売買契約が成立した場合、買受者は、弊システムの定める方法により立木代金と利用料の合計額を支払うものとします。立木伐採・搬出に係る費用は買受者が負担するものとします。

4. 立木伐採・搬出等に関するトラブル

出品者及び買受者の間で立木の伐採・搬出等に関してトラブルが発生した場合は当該ユーザー間で解決するものとします。但し、弊システムの判断により、弊システムも協議に入ることができるものとします。

5. キャンセル及び立木情報の瑕疵

本サービスの利用にあたり、出品者及び買受者間の合意がある場合を除き、立木取引の申込み後のキャンセルはできないものとします。立木情報が故意に実際の状態と異なるものを提示していた場合は出品者が責任を負うものとし、出品者の責任及び費用により、返金等の対応を行うものとします。

7. 不払・支払遅延等

ユーザーが本規約に従って必要な支払いを行わない場合若しくは遅延した場合、システムを介して、当該ユーザーに通知することなく、当該ユーザーによる本サービスの利用を停止することができるほか、第5条に定める措置をとることができるものとします。

8. 弊システムの免責

ユーザーが本サービスに入力した決済手段又は金融機関の情報が第三者に利用されたこと若しくは入力情報の内容が不正確であったこと又は弊システムが本条に基づく措置を行ったこと若しくは行わなかったことによってユーザーに生じた損害に関して、弊システムの故意又は過失に起因する場合を除き、弊システムは責任を負わないものとします。

第9条 システムによる売買契約の取消

1. 売買契約が成立した場合においても、弊システムは、以下の各号のいずれかに該当する場合又は該当したと弊システムが合理的な理由に基づき判断した場合、当該売買契約を取り消すことができるものとします。

- 買受者が立木代金及び利用料の合計額を支払わない又は支払いを遅延した場合
- その他弊システムが本サービスの適切な運営のために必要と認める場合

2. 前項により当該売買契約が取り消された場合には、買受者及び出品者は、既に受領した立木を返還するなど、売買契約前の原状に復する一切の行為を行うものとします。

3. 弊システムは、本サービスの適切な運営のために必要と判断する場合、買受者又は出品者に当該売買契約の売買代金相当額を上限として、その全部又は一部の補償（金銭の給付、その他代償的な措置を含む）を提案することができるものとします。なお、弊システムが売買代金相当額の補償を行った場合には、弊システムは、当該ユーザーに対して当該売買契約に係る立木の所有権（所有権が回復できないときは、代償請求権等）を弊システムに譲渡（引渡等、譲渡に必要な手続の一切を含みます）することを求めることができるものとします。

第10条 販売手数料

出品者は、弊システムに対し、出品した立木の売買契約が成立した場合、本サービスの販売手数料として、売買契約が成立した立木の販売価格に弊システムが別途ガイドにおいて定める料率を乗じた金額を支払うものとします。

第11条 システムの中断・終了及び変更

1. 本サービスの中断

弊システムは、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザーに事前に通知することなく一時

的に本サービスの全部又は一部を中断する事ができるものとします。

- サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生又はその他の理由により本サービスの提供ができなくなった場合
- 定期的な又は緊急のシステム（サーバー、通信回線や電源、それらを収容する建築物などを含む）の保守、点検、修理、変更を行う場合
- 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
- 法令又はこれに基づく措置により本サービスの提供ができなくなった場合
- その他運用上又は技術上、弊システムが必要と判断した場合

2. 本サービスの終了及び変更

弊システムは、適用法令に定める手続に従うことにより、任意の理由により、本サービスの全部又は一部を終了及び変更できるものとします。本サービスを終了する場合には、弊システムが適当と判断する方法で、可能な限り事前にユーザーにその旨を通知し、または公表するものとします。

第12条 弊システムの責任、非保障及び免責

1. 内容等に関する非保証

弊システムは、本サービスの内容、品質及び水準並びに本サービスの安定的な提供、本サービスの利用に伴う結果等については、保証しません。

2. 弊システムの免責

本サービス提供における、不正確、不適切又は不明瞭な内容、表現、行為等により、ユーザー及び第三者に対して損害が生じた場合、弊システムの故意又は過失に起因する場合を除き、弊システムは、当該損害について責任を負わないものとします。

3. 情報提供に関する非保証

弊システムは、本サービスに関連して、ユーザー等に対して、適宜情報提供を行うことがありますが、当該情報の正確性や有用性を保証するものではありません。

4. コンピュータウイルス等に関する非保証

本サービスに関連するコンテンツの中に、コンピュータウイルス等有害なものが含まれていないことに関して、保証しません。弊システムは、本サービスに関連するコンテンツの中に、コンピュータウイルス等有害なものが含まれていたことにより生じた損害について、ユーザー及び第三者に対して、弊システムの故意又は過失に起因する場合を除き、責任を負わないものとします。

第13条 損害賠償

1. ユーザーの責任

ユーザーが本規約に違反した場合、当該ユーザーが、当該違反により損害を受けたユーザー及び第三者に対する損害賠償責任を含む、一切の責任を負うものとします。ユーザーがかかる違反行為を行ったことにより、弊システムが損害を被った場合は、当該ユーザーその他関連当事者は連帯して当該損害を賠償するものとします。

2. 弊システムの免責

弊システムは、弊システムによる本サービスの提供の停止、終了又は変更、ユーザー登録の取消、コンテンツの削除又は消失、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障その他本サービスに関連してユーザーが被った損害につき、弊システムの故意又は過失に起因する場合を除き、賠償する責任を負わないものとします。

3. 弊システムの責任の範囲

弊システムがユーザーに対して損害賠償責任を負う場合においても、弊システムの責任は、弊システムの債務不履行又は不法行為によりユーザーに生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に

限るものとします。但し、弊システムの故意又は重過失に起因するものを除きます。

第14条 一般条項

1. 通知

本サービスに関する弊システムからユーザーへの通知又は連絡は、弊システムが運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所への掲示その他、弊システムが適当と判断する方法により行なうものとします。弊システムは、個々のユーザーに通知及び連絡をする必要があると判断した際、登録された電子メールアドレス、住所又は電話番号に対し、メッセージング機能、電子メール、郵便、電話等を用いて通知及び連絡を行うことがあります。

ユーザーが弊システムに通知、連絡又は問い合わせをする必要が生じた場合、本サービスのお問い合わせフォームを利用するものとし、電話や来訪を行うことはできないものとします。弊システムは、かかる連絡又は問い合わせがあった場合、弊システムが定める方法により、ユーザーの本人確認を行うことができるものとします。また、問合せに対する回答方法に関しては、弊システムが適切と考える回答方法を利用することができるものとし、その回答方法をユーザーが決めることはできないものとします。

2. 譲渡禁止

ユーザーは、弊システムの書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与、その他の処分をすることはできません。

3. 事業譲渡

弊システムが本サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合（事業譲渡、会社分割その他本サービスの主体が移転する一切の場合を含みます。）には、弊システムは、当該事業の譲渡に伴い、ユーザーの本規約に基づく契約上の地位、本規約に基づく権利義務及びユーザー登録に伴い登録された情報その他の情報を当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザーは、かかる譲渡につき予め承諾するものとします。

4. 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、当該無効とされた以外の部分は、継続して有効に存続するものとします。

5. 定めのない事項等

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、弊システム及びユーザーは、信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

6. 言語

本規約は、日本語を正文とします。本規約につき、参考のために英語による翻訳文が作成された場合でも、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとし、英訳はいかなる効力も有しないものとします。

7. 準拠法及び裁判管轄

本規約は、日本法に基づき解釈されるものとし、ユーザーと弊システムの間で生じた紛争については、その内容に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

キ. お問い合わせ

お問い合わせフォーム

🏠 > お問い合わせ

お問い合わせ

.....

以下の項目を入力し、[確認] ボタンをクリックしてください。

1. 内容のご入力

2. 内容のご確認

3. 内容の送信完了

件名	必須	<input checked="" type="radio"/> お問い合わせ	<input type="radio"/> 買受申込について	<input type="radio"/> 出品申込について
お名前	必須	<input type="text"/>		
所属・会社名	任意	<input type="text"/>		

(4) 技術的課題とサイト運営経費

ア. 技術的課題

サイトへの出品にあたって、地方公共団体が実施し蓄積しているレーザ航測データを活用することが手間、労力、経費及び情報の信頼性などの観点から有効であることから、該当する地方公共団体からの情報共有やデータ調整への協力が不可欠である。

イ. サイト運営経費

サイトの運営にあたっては、情報掲載、サーバーの確保、システムメンテナンスなどに毎年50万円程度の運営経費が必要と見込まれ、人件費等の経費や利用者の拡大をはかるための普及宣伝費に係る掲載手数料等の負担を利用者にお願いする必要がある。

初期費用：ホームページ作成 100万円（10項目、管理画面付き）

年間管理費用；合計50万円程度

項目	頻度	単価	合計
クラウドサーバー	年額	5万円	5万円
ドメイン取得	年額	1万円	1万円
SSL	年額	3万円	3万円
保守運営	毎月	5千円	6万円
コンサルティング	年3回	5万円	15万円
サイト改修	必要に応じ		20万円
合計			50万円

4. ウェブサイト運営に向けた条件整備の状況

(1) 都道府県アンケート調査

ア. 目的

持続性が担保された木材供給を行うため、森林所有者が再造林の実施を約束した森林の立木を再造林可能な価格で取引する場の構築をするため、立木取引の際に必要な森林情報のオープン化の現状等について、47 都道府県の実態を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

イ. 実施内容

47 都道府県の森林情報のオープン化の現状等の実態を把握するために、大きな設問を 5 つ（①立木取引への支援、②民有林の境界確定、③森林クラウドの現状、④森林資源の現状把握、⑤持続可能な森林経営を可能とする立木価格での取引実現に向けた取組）を設け、マーク（チェック）および記述式において回答を得た。また、調査は令和 5 年 11 月 10 日（金）から 12 月 15 日（金）の約 1 ヶ月間とし、メールおよび郵送による質問紙法調査で実施した。回収結果は、47 都道府県のうち 34 件（72.3%）であった。

表－4 アンケート調査の概要

項目	概要
調査内容	持続性が確保された木材流通のための立木取引（マッチング）の場の構築に向けたアンケート調査
調査方法	メールおよび郵送による質問紙法調査
調査期間	令和 5（2023）年 11 月 10 日（金）から 12 月 15 日（金）
回収数（回収率）	47 都道府県のうち 34 件（72.3%）

表－5 アンケートの設問概要

No.	設問	設問の意図
1	立木取引への支援	持続的な森林経営の活性化を図るためには、森林所有者にとって主要な収入手段である立木取引が容易にかつ不利ではない状況で行われる必要があるため、各都道府県の取組について調査した。
2	民有林の境界確定	森林境界の明確化に関する状況を確認するために調査した。
3	森林クラウドの現状	森林所有者や立木を買う受ける事業者にとって、今後は森林クラウドが重要な情報源になると想定し、各都道府県の森林クラウドの整備状況を確認するために調査した。
4	森林資源の現状把握	森林簿の林小班データの更新方法を確認するために調査した。
5	持続可能な森林経営を可能とする立木価格での取引実現に向けた取組	持続可能な森林経営を可能とする立木価格の実現に向けた取組について確認するために調査した。

ウ. 実施結果（概要）

持続性が確保された木材流通のための立木取引（マッチング）の場の構築に向けたアンケートを行ったところ、全体をとおして、次の3点が明らかとなった。1つ目は、都道府県は立木取引の場について関心はあること（79%）。2つ目は、立木取引等の価格形成は民間が主体で決定するため、都道府県として関与することは難しいと考えていること（57%）。3つ目は、各種森林情報等のデータ提供や情報交換できる場の創出といった支援（フォローアップ）が可能であると考えている（56%）ことと整理できる。

以下にアンケート調査における5つの実施結果を記述する（表-6から表-28）。

○ 設問No.1「立木取引への支援」

表-6 森林所有者の立木取引に対する支援として考えられる事項は何か（複数回答）

No.	回答選択肢	回答数	
1	所有境界の明確化	17件	29.8%
2	森林資源情報整備	28件	49.1%
3	立木価格の開示	3件	5.3%
4	立木取引の場の提供	5件	8.8%
5	その他	4件	7.0%

注：有効回答数34件、複数回答57件。

表-7 持続性が確保された木材流通のための立木取引の場の構築の関心の有無

No.	回答選択肢	回答数	
1	関心がある	27件	79.4%
2	関心はない	7件	20.6%

注：有効回答数34件。

表-8 「①関心がある」と回答した場合、その理由（複数回答）

No.	回答選択肢	回答数	
1	林業・木材産業の活性化、齢級の平準化等の観点から伐採・再造林の拡大に資するため	19件	39.6%
2	森林所有者への適正利潤の還元に資するため	19件	39.6%
3	立木価格の変動を見るため	5件	10.4%
4	県有林、公社有林の立木販売の促進に寄与するため	3件	6.3%
5	その他	2件	4.2%

注：有効回答数27件、複数回答48件、無回答7件。

表－9 「①関心がある」と回答した場合、現在、直接又は補助事業等を通じて間接的に立木取引への支援を行っている際の内容（複数回答）

No.	回答選択肢	回答数	
1	都道府県内の立木価格を収集してHP等で公表している。	2 件	8.0 %
2	先進的な立木取引の先進事例についてHP等で公表している。	0 件	0.0 %
3	民間事業者が行っているマッチングサイトの作成などに補助金の支出等支援している。	1 件	4.0 %
4	森林所有者から立木の売払いについて相談があれば、森林所有者、事業者のマッチングを県職員（林業普及指導員等）が行っている	6 件	24.0 %
5	その他	16 件	64.0 %

注：有効回答数 23 件、複数回答 25 件、無回答 11 件。

表－10 立木取引への支援を行っている際の「その他」の内容（自由記載）

No.	回答概要
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援していない【11 件】 ・ 原木の需給情報の共有・森林クラウドによる情報提供（検討含む）【2 件】 ・ 経費支援（森林境界明確化の実施に関する経費、高性能林業機械の導入等）【2 件】 ・ 認定事業者等の人材の照会対応のみ（マッチングは含まない）【2 件】 ・ 森林調査等の実施、コンペティション（プロポーザル）の支援【1 件】

注：有効回答数 16 件、複数回答 18 件、無回答 18 件。

表－11 「②関心はない」と回答した場合、その理由（複数回答）

No.	回答選択肢	回答数	
1	行政として民間取引には関与（支援）しない	4 件	57.1 %
2	支援する必要性を感じない	0 件	0.0 %
3	立木取引を支援するという考えはなかった	2 件	28.6 %
4	その他	1 件	14.3 %

注：有効回答数 7 件、無回答 27 件。

表－12 「②関心はない」と回答した場合、立木取引システムが構築された場合の意向

No.	回答選択肢	回答数	
1	立木取引については今後も支援する考えはない	3 件	42.9 %
2	今後支援について検討していきたい	2 件	28.6 %
3	持続性が確保された木材流通のための立木取引の場が設置されれば支援していきたい	1 件	14.3 %
4	その他	1 件	14.3 %

注：有効回答数 7 件、無回答 27 件。

○ 設問No.2「民有林の境界確定」

表-13 地籍調査、森林境界明確化事業等が完了し、境界が明確な林分割合（面積比）

No.	回答選択肢	回答数	
1	80%以上	5 件	14.7 %
2	80～50%	7 件	20.6 %
3	50～30%	4 件	11.8 %
4	30%未満	12 件	35.3 %
5	把握していない	6 件	17.6 %

注：有効回答数 34 件。

表-14 地籍調査、森林境界明確化事業等の予定

No.	回答選択肢	回答数	
1	国庫補助又は県単事業により計画的に実施している	11 件	29.7 %
2	都道府県はこれら事業を実施しておらず、市町村の取組に委ねている	19 件	51.4 %
3	その他	7 件	18.9 %

注：有効回答数 34 件、複数回答 37 件。

表-15 地籍調査、森林境界明確化事業の実施など境界明確化に向けた都道府県の考え方、問題点（自由記載）

No.	回答概要
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空レーザ等で省力化【13 件】 ・ 市町村の進捗に課題【11 件】 ・ 森林所有者の不在村化・高齢化・所有森林の認知不足（相続等による境界明確の困難・複雑化を含む）【9 件】 ・ 交付金の活用（普及周知を含む）【7 件】 ・ 都道府県として取り組みはしていない【5 件】 ・ 都道府県からの各種支援を実施【2 件】 ・ 森林情報（施業履歴）等のデータの蓄積・公開の方法【1 件】

注：有効回答数 32 件、複数回答 48 件、無回答 2 件

○ 設問No.3「森林クラウドの現状」

表-16 森林クラウドの整備状況

No.	回答選択肢	回答数	
1	森林クラウドは整備しているが、情報は公開していない	11 件	31.4 %
2	森林クラウドは整備しており、一部の情報については公開している	12 件	34.4 %
3	森林クラウドは整備に向け検討している（整備中）	4 件	11.4 %
4	森林クラウドは整備していない	4 件	11.4 %
5	その他	4 件	11.4 %

注：有効回答数 34 件、複数回答 35 件。

表-17 森林クラウド整備上の課題（複数回答）

No.	回答選択肢	回答数	
1	人的・資金的な制限等により定期的な更新が難しい	14 件	21.5 %
2	森林情報の精度に限界があり、用途が限られる	15 件	23.1 %
3	利用者ニーズを絞り込む状態までに普及が進んでいない	8 件	12.3 %
4	個人情報の取り扱いが難しい	22 件	33.8 %
5	その他	6 件	9.2 %

注：有効回答数 34 件、複数回答 65 件。

○ 設問No.4「森林資源の現状把握」

表-18 森林簿の林小班データにおける面積の更新について

No.	回答選択肢	回答数	
1	地域森林計画樹立の際（又は変更時）に修正している	20 件	58.8 %
2	地域森林計画樹立時限らず、逐次修正している	10 件	29.4 %
3	その他	4 件	11.8 %

注：有効回答数 34 件。

表-19 森林簿の林小班データにおける材積の更新について

No.	回答選択肢	回答数	
1	森林簿に収納されている計算式により更新している	33 件	97.1 %
2	計算式による更新を改め航空レーザ測量等を活用して現地の実態を反映したデータに転換している	0 件	0.0 %
3	その他	1 件	2.9 %

注：有効回答数 34 件。

表-20 森林組合、森林所有者等が収穫調査等を行う場合の支援の有無

No.	回答選択肢	回答数	
1	森林所有者等が森林資源の把握を行う際は支援を行っている	20 件	57.1 %
2	特に支援は行っていない	11 件	31.4 %
3	その他	4 件	11.4 %

注：有効回答数 34 件、複数回答 35 件。

表-21 「①支援を行っている」と回答した場合、具体的な支援内容

No.	回答選択肢	回答数	
1	地上型 LIDAR、単独 RTK-GNSS 等の機器を導入する際に支援している	7 件	23.3 %
2	都道府県が保有している航空レーザ測量等の成果を森林所有者等に提供している	18 件	60.0 %
3	資源調査（収穫調査）を行う際に経費を支援している	0 件	0.0 %
4	その他	5 件	16.7 %

注：有効回答数 21 件、複数回答 30 件、無回答 13 件。

表-22 森林簿データと資源の現状との関係について

No.	回答選択肢	回答数	
1	森林簿データが資源の現状を反映しており、問題はない	0 件	0.0 %
2	森林簿データが資源の現状と乖離している（と考えている）が、実務上の問題はない	9 件	26.5 %
3	森林簿データが資源の現状と乖離しているが、森林組合、森林所有者が必要に応じ個別には把握しており、問題はない	8 件	23.5 %
4	森林簿データが資源の現状を反映しておらず、問題がある	11 件	32.4 %
5	その他	6 件	17.6 %

注：有効回答数 34 件。

- 設問No.5「持続可能な森林経営を可能とする立木価格での取引実現に向けた取組」

表-23 持続可能な森林経営を可能とする立木価格の川中・川下の需要者の理解促進

No.	回答選択肢	回答数	
1	都道府県として川中・川下の需要者に向けて理解促進に向けた取組を行っている	6 件	17.6 %
2	現在は行っていないが、持続性が確保された木材流通のための立木取引（マッチング）の場が構築された場合には、取り組んでいきたい	13 件	38.2 %
3	その他	15 件	44.1 %

注：有効回答数 34 件。

表-24 川中・川下の需要者の理解促進の回答に関し、現在又は今後想定される具体的な取組内容（自由記載）

No.	回答概要
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及周知等の活動（情報交換・提供）【9件】 ・ 森林情報等のデータの精度向上・データ提供【5件】 ・ 現時点では支援していない（未定または関与しない）【5件】 ・ 各種事業体等との合意形成・気運醸成（研修、協議会等）【4件】 ・ 再造林等に係る経費支援（補助金、交付金）【2件】

注：有効回答数 23 件、複数回答 25 件、無回答 11 件。

表-25 持続性が確保された木材流通のための立木取引（マッチング）の場の構築がされた場合、想定される川中・川下の需要者の反応（複数回答）

No.	回答選択肢	回答数	
1	持続的森林経営に意欲を持てる立木価格での立木取引への理解を示し具体的な行動（再造林基金等への協力等）を行う者が増える	8 件	22.2 %
2	持続的森林経営に意欲を持てる立木価格での取引への理解は示すものの、具体的な行動（再造林基金等への協力等）を行う者は拡がらない	13 件	36.1 %
3	無関心な者がほとんど	2 件	5.6 %
4	その他	13 件	36.1 %

注：有効回答数 34 件、複数回答 36 件

表-26 持続性が確保された木材流通のための立木取引（マッチング）の場を民間主導で進める場合、どのような課題が考えられるか（自由記載）

No.	回答概要
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各関係者を整備できる人材の確保・選定、公平性・持続性の確保【9件】 ・ 再造林経費の担保、採算性の確保、適正な立木価格の設定（妥当性）【6件】 ・ 所有森林の境界確定・権利の確認、森林所有者との調整（トラブル対応）【4件】 ・ 特になし（現時点では不明）【4件】 ・ 各関係者間の妥当な情報共有、適正な取引の有無【3件】 ・ 森林情報等の公開可能なデータの選択・精度（材積等の乖離）・公表可否【3件】 ・ システムに係る検討課題・留意事項（登記簿等の事務手続き、ガイドライン）【3件】

注：有効回答数 31 件、複数回答 32 件、無回答 3 件。

表-27 持続性が確保された木材流通のための立木取引（マッチング）の場を民間主導で進める場合、都道府県行政としてどの程度の関与が可能か（自由記載）

No.	回答概要
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供や助言、情報提供できる機会・連携協議の場等の創出【12件】 ・ 現時点では未定・不明、時期尚早【7件】 ・ 森林情報等のデータ提供（個人情報取扱注意）【5件】 ・ 都道府県は関与できない（適切ではない、望ましくない）【4件】 ・ 法令等に基づく、市町村への指導助言（伐採量、伐採方法、不法伐採対策等）【3件】 ・ 地域の木材利用の促進、材のブランド化【2件】

注：有効回答数 32 件、無回答 2 件。

表-28 持続可能な森林経営を可能とする立木価格の実現に向けての問題点について、実現に向けた一番大きな問題点（課題）は何だと考えていますか（自由記載）

No.	回答概要
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各関係者の理解促進・醸成、合意形成、機運醸成（意欲向上）【11件】 ・ 森林施業の集約化、立地による施業方法や搬出のしやすさ（架線または車両系、高性能林業機械の導入等）【5件】 ・ 立木価格の公表可否、価格設定の妥当性【5件】 ・ 立木価格の向上（現行の立木価格は安価かつ再造林経費が賄えない）【5件】 ・ 流通・取引等の体制整備（サプライチェーンマネジメントシステム等）【4件】

注：有効回答数 31 件、無回答 3 件。

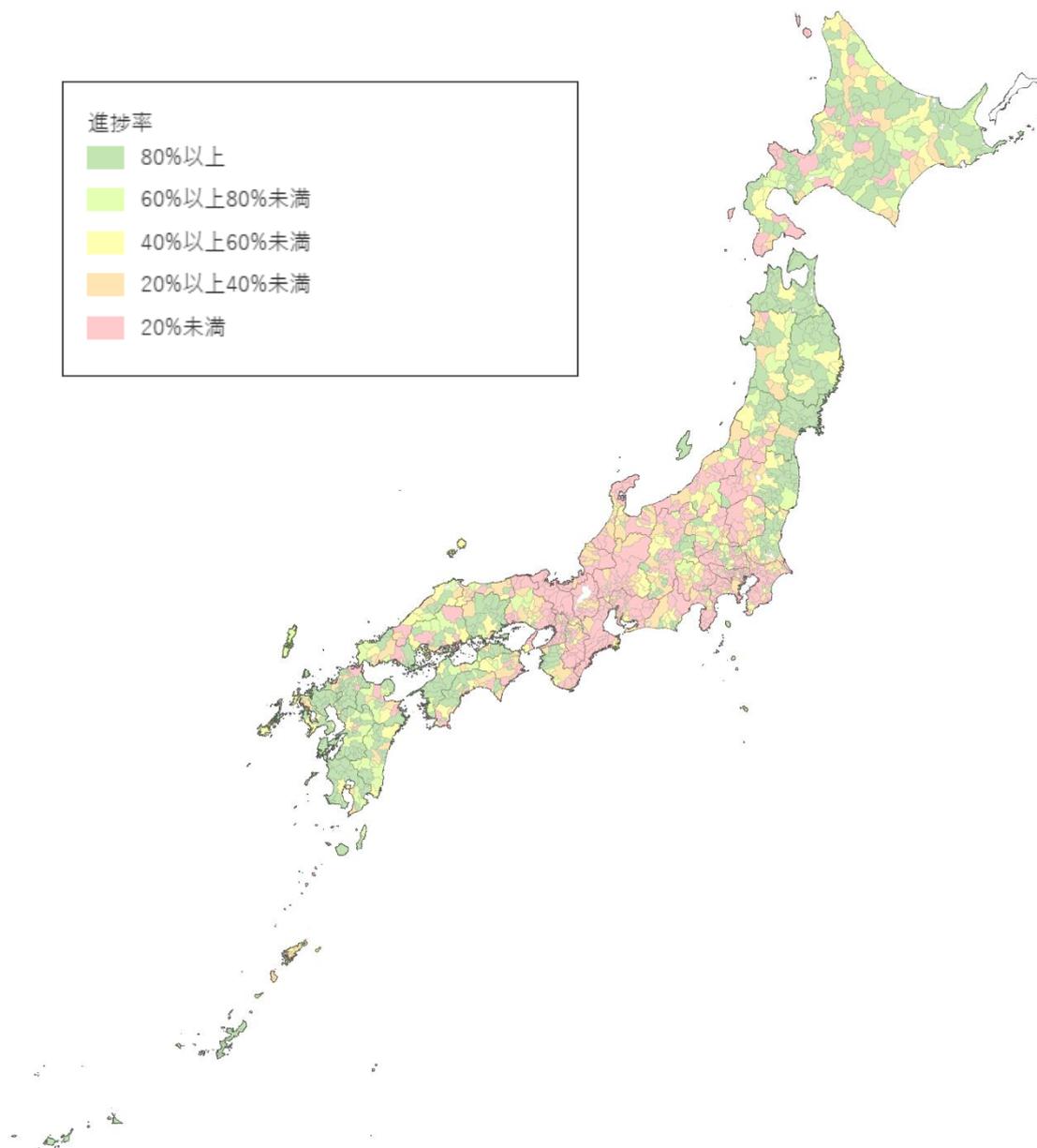
（2）立木取引の各段階で必要となる情報

ア. 出品時の境界情報

立木取引を行う際のボトルネックとして、森林情報に加えて、境界情報の入手が困難なことが挙げられる。土地所有の境界は法務局においてデータベース化されており、地籍調査によって測量されている場所については、株式会社マプルのサイトで開示されている（「Mapple 法務局地図ビューア」(<https://labs.mapple.com/mapplexml.html>))。また、市町村ごとの地籍調査の進捗率については「国土交通省地籍調査状況マップ」(http://www.chiseki.go.jp/map/pj2/admin/progress_map.php?type=0&s2=%96k%8AC%93%B9)のサイトで確認することができる。

当該サイトから中山間地域で地籍調査の進んでいる市町村の割合が多いと見られる都道府県を抽出したところ以下の通りとなっている。

状況	都道府県名
中山間地域で地籍調査の進んでいる市町村の割合が多いと見られる都道府県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、岡山県、広島県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県



また、境界情報の一つとして法務省の登記所備付地図データがオープンデータとしてG空間情報センターにより公開されている (<https://front.geospatial.jp/moj-chizu-xml-readme/>)。ダウンロード可能なファイルは公開当初は XML 形式のみであり一般的に GIS で表示できる形式ではなかったが、オープンデータとなったことにより、インターネット上で閲覧可能な WebGIS (図-9) や、ファイル形式の変換ツールや無料の GIS ソフトで表示するためのツール (図-10) が次々と公開されており、簡単に利用可能となっている。現在は、G 空間情報センターからも一般的なデータ形式でダウンロードが可能となっている。

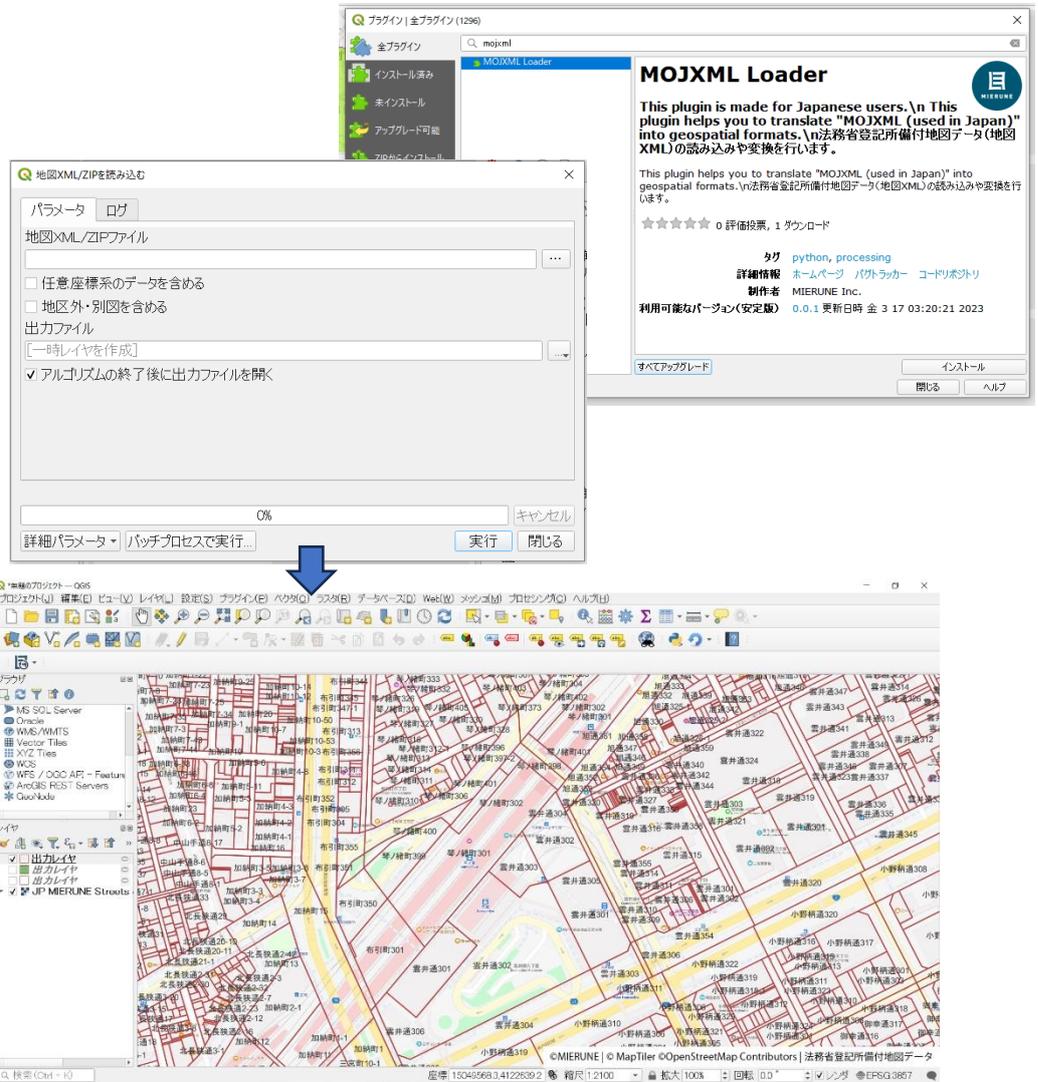
ただし、もともとのデータに位置情報が付与されていない場合も多い。地籍調査が未了の場合に位置情報が付与されていないことは当然と言えるが、地籍調査が完了していても調査時期が古い場合は付与されていないこともある。

オープンデータとなっている登記所備付地図データ (位置情報あり) と森林資源量データを立木取引の WebGIS で表示すれば、所有界と森林資源量が容易に確認できる。



出典：株式会社マップル MAPPLE 法務局地図ビューア：<https://labs.mapple.com/mapplexml.html>

図-9 閲覧可能な WebGIS



出典：株式会社 MIERUNE： <https://www.mierune.co.jp/blog/posts/7-i7p054w?lang=en>

図-10 ダウンロードしたファイルを無料 GIS (QGIS) で表示するための無料ツール

イ. 出品時の森林資源情報

○ レーザ航測の現状

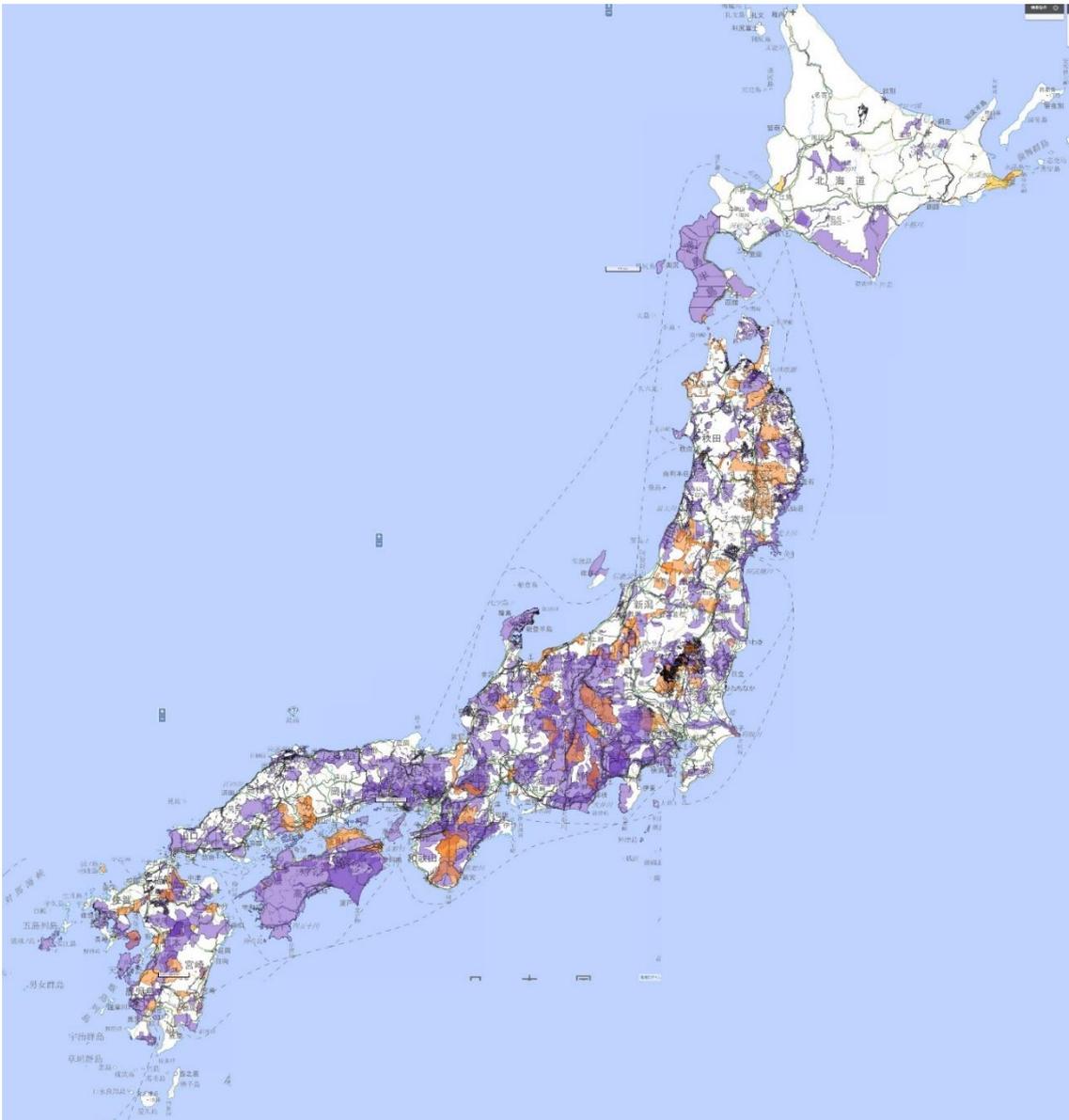
立木取引では、一般に買受希望者が現地へ行き立木評価、搬出条件の検討などを行った上で購入希望価格を決定するため、サイトに掲載される材積、本数、各種図面等の森林情報は買受候補となり得るか、現地へ行って物件を確認するかどうかの判断の目安として利用されることになるが、現実林分を反映した信頼性のある多くの情報を提示することで買受希望者の増加が期待できる。

サイトへの出品にあたっては、森林所有者に森林情報の提示を求めることとしている。森林情報は相当の時間と費用をかけて毎木や標準地調査などによって把握されるのが通常であるが、最近では防災等を目的に実施されるレーザ航測データの成果を利用して森林資源解析を行う地域が増えてきており、森林所有者がその成果を自由に活用できれば、労力、経費、情報の信頼性・情報量や情報の新しさなどの観点から極めて有効である。

○ データ共有化の実態

実際に航空レーザ測量が実施されている場所は、大都市圏や近年豪雨災害等が発生した場所に限られている。日本測量調査技術協会の「航空レーザ測量データポータルサイト (<https://www.sokugikyo.or.jp/laser/portal/kml>)」より2016～2022年にレーザ測量を実施し、データがオープンになっている区域を抽出したところ、下図のようになった。さらに、森林資源状況を把握するためにレーザデータ解析を行っている都道府県の状況について関係機関から聞き取りを行ったところ、概ね以下のような状況となっている。

状況	都道府県名
データ解析完了	東京都、富山県、長野県、愛知県、大阪府、和歌山県、愛媛県、高知県、佐賀県、群馬県* (*：元データが1点/m ³) (10 都府県)
準完了状況にある	鳥取県、長崎県、神奈川県 (3 県)
50%以上実施済み	福島県、茨城県、石川県、兵庫県、和歌山県、広島県、香川県、熊本県、大分県 (9 件)



○ 都道府県別の森林レーザ解析と地籍調査の進捗状況

上記の森林レーザ解析と地籍調査の結果を都道府県別にまとめたところ、以下の通りとなった。

都道府県	レーザ計測	レーザ解析	地籍調査	都道府県	レーザ計測	レーザ解析	地籍調査
北海道			○	滋賀県			
青森県			○	京都府			
岩手県			○	大阪府	◎	◎	
宮城県			○	兵庫県	△	△	
秋田県				奈良県			
山形県				和歌山県	◎	◎	
福島県	△	△	○	鳥取県	○	○	
茨城県	△	△	○	島根県			○
栃木県				岡山県			○
群馬県	◎	◎		広島県	△	△	○
埼玉県	○			山口県			○
千葉県				徳島県			
東京都	◎	◎		香川県	△	△	○
神奈川県	○	○		愛媛県	◎	◎	○
新潟県				高知県	◎	◎	○
富山県	◎	◎		福岡県			○
石川県	△	△		佐賀県	◎	◎	○
福井県				長崎県	○	○	○
山梨県				熊本県	△	△	○
長野県	◎	◎		大分県	△	△	
岐阜県				宮崎県			○
静岡県	○			鹿児島県			○
愛知県	◎	◎		沖縄県			○
三重県							

注1：「レーザ解析」の記号は、実施率100%：◎、90%以上：○、50%以上：△

注2：「地籍調査」の記号は、中山間地域の市町村の進捗が進んでいるとみられる：○

○ 買受者による森林情報の確認

買受者は出品された森林を現地確認することが原則であるが、Web 上で森林資源情報が閲覧できれば確認に要する手間を削減できる可能性がある。現在、利用可能な森林資源情報には、森林行政上の公的な情報である森林簿や、航空レーザ計測などで実際に計測した情報などがある。

表-29 利用可能な森林資源情報の概要

森林資源情報	入手方法	概要
森林簿・計画図	・ 都道府県への申請	GIS データ化は全都道府県完了している。計画図（林小班の区画データ）に対し、森林簿が対応している。材積は林齢から収穫予想表に基づき算出されており、現状との乖離が課題となっている。
航空レーザ計測データによる解析	・ 都道府県への申請 ・ 今後はオープンデータ	航空レーザ計測実施済みは50%、森林資源解析実施済みは40%となっている※。林分単位での資源量の現況として利用可能である。計測時点のデータであり、データ更新方法は課題となっている。

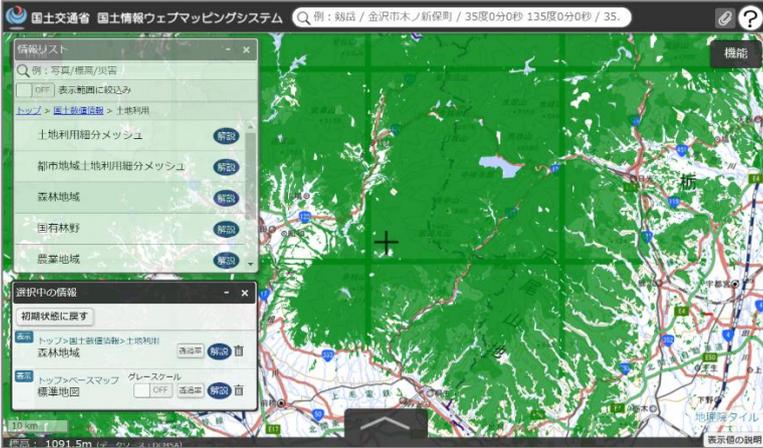
注：令和3年度末現在
出典：林野庁計画課資料

これらの森林資源情報を入手するには、森林所有者から都道府県に申請を行うことが必要となっている。立木取引のプラットフォームに森林資源量の情報を掲載するには、出品者が都道府県に申請してデータを入手したうえで掲載手続きを行うことが想定される。

一方で、森林情報のオープンデータ化が推進されており、立木取引に必要なデータがオープンデータ化されれば、立木取引のプラットフォーム側が自動で必要なデータを掲載することができるようになり、出品者の情報入手・掲載手続きが軽減されるとともに、買受者にとっては高精細な情報を閲覧することができるようになる。

オープンデータの配布形態には様々なものがあり、多くはファイルをダウンロードして各自が利用する形態であるが、地理空間情報については地理院地図のようにインターネット上に配信されており、アクセスして利用する形態も増えている。

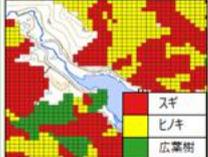
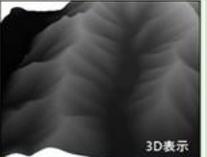
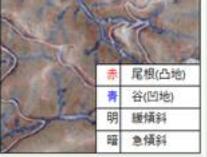
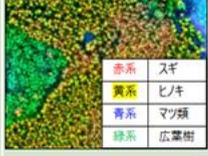
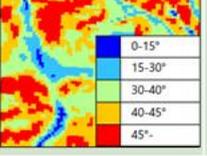
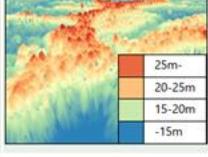
表-30 地理空間情報のオープンデータの形態の比較

形態	概要/事例																																				
ダウンロード	<p>ファイルを HP 上に掲載する方法で、利用者はダウンロードして各自のPC上のソフトウェアで利用する。ソフトウェアの操作技術を要する。</p> <p>【事例】国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省） https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/</p>  <table border="1" data-bbox="523 551 1286 1048"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>測地系</th> <th>年度</th> <th>ファイル容量</th> <th>ファイル名</th> <th>ダウンロード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>世界測地系</td> <td>平成18年</td> <td>85.97MB</td> <td>A13-06_01_GML.zip</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>世界測地系</td> <td>平成23年</td> <td>87.75MB</td> <td>A13-11_01_GML.zip</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>世界測地系</td> <td>平成27年</td> <td>605.89MB</td> <td>A13-15_01_GML.zip</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青森</td> <td>世界測地系</td> <td>平成18年</td> <td>18.65MB</td> <td>A13-06_02_GML.zip</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青森</td> <td>世界測地系</td> <td>平成23年</td> <td>20.22MB</td> <td>A13-11_02_GML.zip</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	測地系	年度	ファイル容量	ファイル名	ダウンロード	北海道	世界測地系	平成18年	85.97MB	A13-06_01_GML.zip		北海道	世界測地系	平成23年	87.75MB	A13-11_01_GML.zip		北海道	世界測地系	平成27年	605.89MB	A13-15_01_GML.zip		青森	世界測地系	平成18年	18.65MB	A13-06_02_GML.zip		青森	世界測地系	平成23年	20.22MB	A13-11_02_GML.zip	
地域	測地系	年度	ファイル容量	ファイル名	ダウンロード																																
北海道	世界測地系	平成18年	85.97MB	A13-06_01_GML.zip																																	
北海道	世界測地系	平成23年	87.75MB	A13-11_01_GML.zip																																	
北海道	世界測地系	平成27年	605.89MB	A13-15_01_GML.zip																																	
青森	世界測地系	平成18年	18.65MB	A13-06_02_GML.zip																																	
青森	世界測地系	平成23年	20.22MB	A13-11_02_GML.zip																																	
配信	<p>地理空間情報をインターネットを通じて配信する方法で、利用者は Web ブラウザや各自の PC 上のソフトウェアで利用する。Web ブラウザでの利用は、特別なソフトや操作技術が不要で、直観的に閲覧利用ができる。</p> <p>【事例】国土情報ウェブマッピングシステム（国土交通省） https://nlftp.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html</p> 																																				

林野庁では、栃木県、兵庫県及び高知県の協力の下、航空レーザ測量成果から整備された樹種・樹高・材積等の森林資源情報や、起伏や傾斜等の地形情報のデジタルデータの公開を開始した（表-31、図-11）。データは「森林資源データ解析・管理標準仕様書 Ver.2.0」（森林 GIS フォーラム 標準仕様分科会、2022 年）に沿っており、3 県のデータもほぼ同じ内容となっている。

公開方法は、ファイルのダウンロードのほか、タイル形式での配信も行っている。配信されたデータを使って WebGIS も試験的に公開されている（図-12）。今後、同様の方法で全都道府県でのオープンデータ化が進むと期待される。

表-31 高精度な森林資源情報等の公開データの概要

種類	属性情報	イメージ図	公開形式	種類	属性情報	イメージ図	公開形式
森林資源量集計メッシュ	・代表樹種 ・立木本数 ・平均樹高 ・材積 ・傾斜 等		・ジオパッケージ (.gpkg) ・ベクタイル (URL)	DEM (数値標高モデル)	標高(m)		・TIFFファイル (.tif) ・ラスタイル (URL)
樹種ポリゴン	・樹種 ・樹種ID 等		・ジオパッケージ (.gpkg) ・ベクタイル (URL)	微地形図	RGB値 (地形の特徴を色で表現)		・ラスタイル (URL)
レーザ林相図	RGB値 (樹種・樹冠形状を色で表現)		・ラスタイル (URL)	傾斜区分図	RGB値 (傾斜区分を色で表現)		・ラスタイル (URL)
DCHM (数値樹冠高モデル)	樹冠高 (m)		・TIFFファイル (.tif)				

出典：林野庁プレスリリース 2023 年 10 月 4 日 高精度な森林資源情報等の公開について

<p>栃木県「森林資源量集計メッシュ」</p> <p>フォロワー 0</p>
<p>組織</p>
 <p>森林整備課</p> <p>栃木県環境森林部内で、森林計画や航空レーザ計測による森林情報のデジタル化に取り組んでいます。もっと読む</p>
<p>ライセンス</p>
<p>クリエイティブ・コモンズ 表示</p>
<p>ソーシャル</p>

データセット カテゴリ

栃木県「森林資源量集計メッシュ」

～全国的なデータ公開に向けた、アンケートに御協力をお願いします。（所要時間2分）～
 （※右クリックし「リンクを新しいウィンドウで開く」を選択すると別ウィンドウで開きます。）

[アンケートリンク](#) ←ここをクリックしてください。

令和3～4年度に栃木県が実施した航空レーザ測量データを使用して作成した「森林資源量集計メッシュ」です。

「森林資源量集計メッシュ」は、森林GISフォーラムが運用する「森林資源データ解析・管理標準仕様書 ver.2.0[※]」に則し作成したデータで、20mメッシュ単位で次に記載する森林資源量を集計しています。属性情報として、メッシュ内の代表樹種、立木本数、平均樹高、合計材積、土地の傾斜のほか、県コード、市町村コード等が格納されています。なお、樹種のうち、「解析樹種」は、当該標準仕様書で定める樹種名称が記載され、「樹種」には、標準仕様書とは別に県が任意で設定した樹種名称が記載されています。このほか、県独自の属性情報が含まれている場合もあります。

ベクタデータ（ジオパッケージ）とベクトルタイル形式でご提供しています。
 ジオパッケージ（.gpkg）は、位置座標を持つベクタデータですので、データをダウンロードし、地理情報システム（GIS）等にファイルを取り込むことでご利用いただけます。ファイルのご提供は国土基本図図部をベースとしています。各図部番号の位置は、別添「図部割（インデックス）図」を参照してください。データは大容量のため、ダウンロードする際にはデータ容量にご注意ください。

ベクトルタイル形式はGIS等でタイルURLを接続することでご利用いただけます。ご提供するデータの範囲についても、別添「図部割（インデックス）図」をご参照ください。

【仕様】

ファイル形式

- ・zip（gpkg 参照座標系：JGD2011/平面直角座標系）
- ・ベクトルタイル形式（ズームレベル13～16、参照座標系：EPSG:3857 - WGS 84（Webメルカトル））

出力範囲

別添「図部割（インデックス）図」の通り

【参考情報】

・ベクトルタイルは、属性「解析樹種」の区分でスタイル設定されています。QGISにおけるベクトルタイルのスタイル設定は、「ベクトルタイルのスタイル設定」をご参照ください。

zip形式の展開は、解凍ソフトをご利用ください。
 （【無料】圧縮・解凍のソフトウェア - 窓の杜 ※右クリックし「リンクを新しいウィンドウで開く」を選択すると別ウィンドウで開きます。）

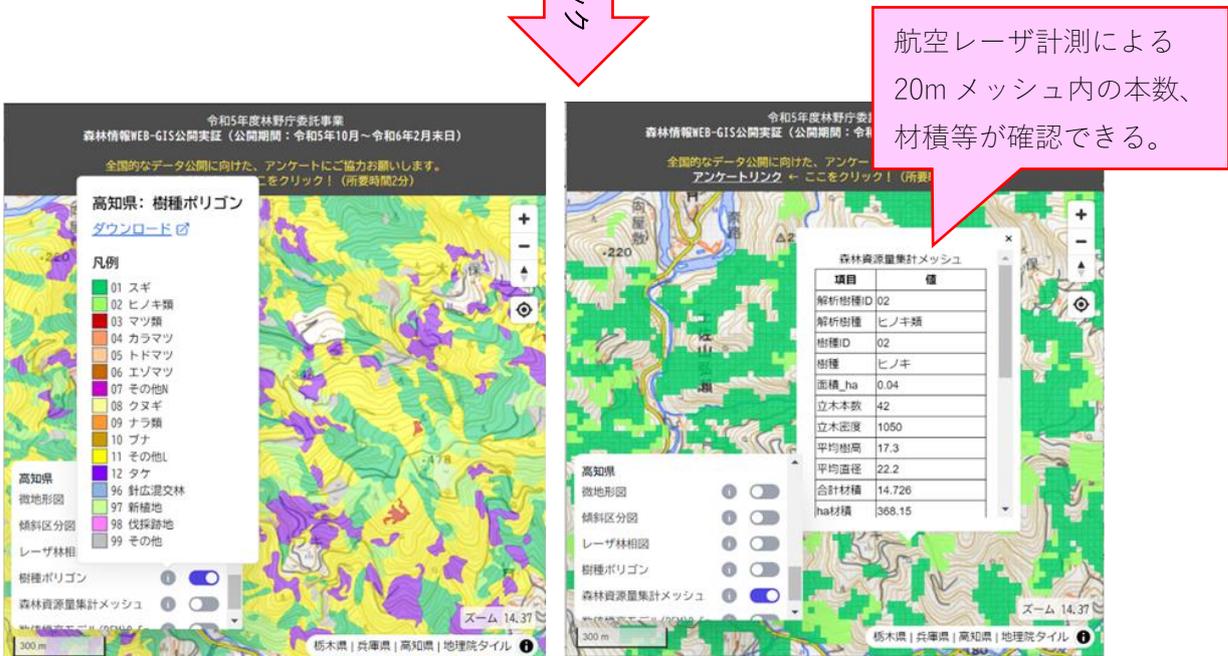
データ

- | | | |
|---|--|------------------------|
|  | 栃木県_利用規約
はじめにお読みください。 | ← 詳細 ↓ |
|  | 図部割（インデックス）図
提供範囲はこちらをご覧ください。 | ← 詳細 ↓ |
|  | ベクトルタイル
https://rinya-tochigi.geospatial.jp/2023/rinya/tile/fr_mesh20m/{z}/{x}/{y}.pbf | ← 詳細 ↓ |
|  | QGISにおけるベクトルタイルのスタイル設定
https://rinya-tochigi.geospatial.jp/2023/rinya/tile/fr_mesh20m/style.json | ← 詳細 ↓ |
|  | fr_mesh20m_09FE3.gpkg
図部番号09FE3 | ← 詳細 ↓ |
|  | fr_mesh20m_09FE4.gpkg
図部番号09FE4 | ← 詳細 ↓ |

以下省略

出典：G空間情報センター：https://front.geospatial.jp/

図-11 航空レーザ計測による森林資源量のオープンデータ（栃木県）



出典：羅森盤：<http://rashinban-mori.com/article/>

図-12 配信されたオープンデータを使った WebGIS の例（羅森盤）

このように、オープンデータとして配信された航空レーザ計測による森林資源量データを立木取引の WebGIS でも表示できれば、出品者の手間が省けると同時に、買受者が森林資源量の概要を簡単に把握できる。

航空レーザ計測が未了の地域については、森林簿・計画図を利用することになる。森林簿・計画図についても所有者情報を除き、オープンデータ化が進んでおり、図-12 に示す羅森盤で栃木県のデータが掲載されているように、立木取引の WebGIS でも技術的には掲載することが可能である。

(3) 持続性担保の確認方法

ア. 伐採位置情報の活用

立木取引システムを構築する目的は、森林経営に意欲がもてる価格で立木の売買が行われ森林の持続性を確保することであり、買受側に対しては持続性担保を明確に証明していく必要がある。持続性を証明するシステムとして各種の認証制度があり、その利用も進められているが費用が高くつくことなどが課題となっており、大きな広がりにはなっていない。そのため、立木取引システムでは、伐採位置情報から簡単に森林管理状態を確認できる方法を提示することで担保する考えである。具体的には、①立木に位置情報を付して販売する、②伐採・流通・加工においては伝票等に位置情報を付して流通する、③最終消費者に販売する際に位置情報を QR コードに変換して引き渡す、の手順を想定している。これによって最終消費者はいつでも容易に自分の意志で木材の由来を確認することが可能となる。

また、取引された立木が他の材と混ざらないことを担保するために、取引されるすべての段階におけるプロセスを通して分別されるか、もしくは、確実に明確な区分が可能となるようにしておかなければならない。



イ. 確認のための手順

立木取引システムにおいては、出品者が再造林を行うことを前提としており、買受者及びプラットフォーム運営者は再造林の実施状況を確認することが不可欠となる。いちいち現地に出向いて確認することは労力や手間の問題から現実的ではないと考えられることから、衛星画像等の活用による確認方法などを検討する必要がある。

衛星画像については、Google Earth や FAMOST (Forest and Agriculture Monitoring Observation with Satellite Technology) を活用することが考えられる。

Google Earth は一般に広く活用されており、操作方法も簡単であるが、定期的な撮影が保証されているものではなく、利用規約において「Google マップ/Google Earth に基づいて、新しい商品もしくはサービスを作成すること」が、原則、禁止行為とされていることに注意する必要がある。

一方、FAMOST は林野庁が無償衛星画像を利用して森林変化を抽出するプログラムとして開発したもので、令和 3 年度補助事業「無断伐採の把握体制の整備」の成果として利用可能となっている。FAMOST で利用可能な衛星は「ランドサット-8」「センチネル-2」であり(表-32)、抽出可能な森林変化の面積は 0.25~1.5ha となっている。

FAMOST を利用することで、取引後に出品者が再造林を実施したことを買受者及びプラットフォーム運営者が簡易に確認することが可能となる。なお、利用方法・操作手順は、一般社団法人日本森林技術協会ホームページの「無断伐採の把握体制の整備」¹⁾ というコンテンツで、「FAMOST (ユーザー型) マニュアル (令和 3 年度改良版) (約 2 MB) (森林変化抽出プログラム利用方法 (R4 年 3 月 時点版 Ver3.0))」²⁾ が示されている。

表-32 FAMOST で利用可能な衛星の概要

	Landsat-8	Sentinel-2
地上分解能	30m	10m
撮影(回帰)頻度	約 2 週間	約 5 日
★選択 可能期間	2013 年 4 月 11 日以降	2015 年 6 月 23 日以降

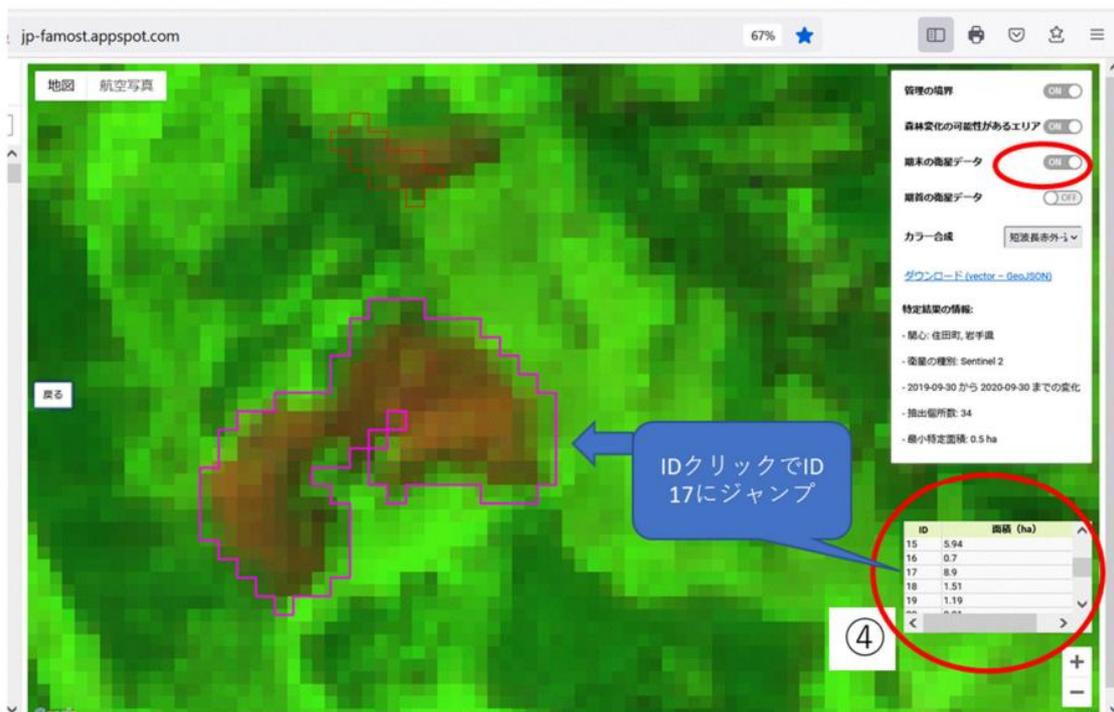
出典：森林変化抽出プログラム利用方法(林野庁計画課・一般社団法人日本森林技術協会、2023 年)

¹⁾ 一般社団法人日本森林技術協会 HP「無断伐採の把握体制の整備」：https://www.jafta.or.jp/contents/jigyoyo_consulting/21_list_detail.html

²⁾ FAMOST_ユーザー型マニュアル_R0403Ver：https://www.jafta.or.jp/contents/jigyoyo_consulting/2_FAMOST_UserType_Manual_R0403Ver.pdf



(2019年の合成画像ではこの場所は森林であったことがわかります。)



(岩手県住田町の事例：2019年と2020年の間に見られた変化箇所の個別表示)

出典：森林変化抽出プログラム利用方法（林野庁計画課・一般社団法人日本森林技術協会、2023年）

図-13 FAMOSTによる森林変化抽出の例

再造林において補助金を利用する場合、補助金の申請に当たっては、ドローンのオルソ画像を利用することから、申請時に撮影した造林後のドローンオルソ画像を立木取引のプラットフォームで共有することにより、買受者及びプラットフォーム運営者が再造林の実施状況を確認することができると考えられる。ただし、ドローンオルソ画像はデータ容量が大きく、立木取引のプラットフォームで共有するにはプラットフォームのサーバ容量に負荷がかかるという課題がある。

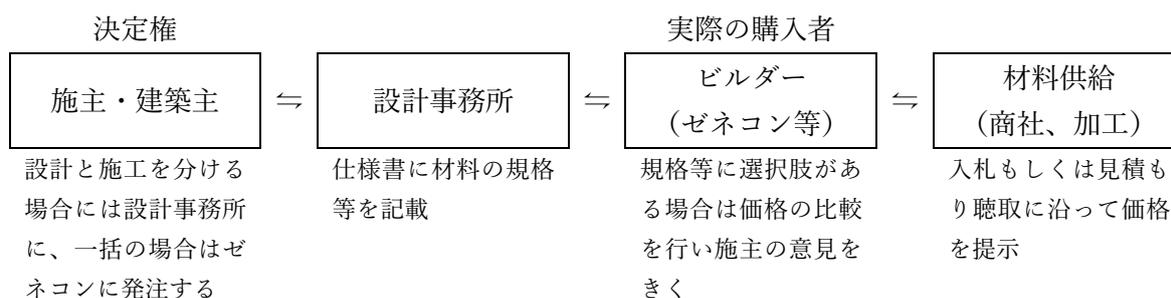
植栽の補助金申請が認められた区域の各種の情報を行政と共有できれば、オルソ画像がなくとも再造林が完了したとみなすことができる。なお、補助金申請のデジタル化が現在検討されており、今後の動向を注視していく必要がある。

Google Earth と FAMOST には、それぞれ活用上の課題、現地の見え方の特徴があり、今後、買受者等のニーズや利便性の観点から具体的な手法を検討していく必要がある。

(4) 木材取引関係者からの聞き取り調査

ア. 聞き取りの目的

立木システムの普及を図るため、ユーザーニーズの把握、特に買受側の意向を確認する必要があることから、サプライチェーンの各ステージから代表的な事業体を選び聞き取りを行った。なお、聞き取りを行う中で非住宅向けサプライチェーンのキープレーヤーとして以下のような流れがあることがわかった。



イ. 聞き取り先と聞き取り項目

以下の区分からのべ7社の聞き取りを行った。

区分	概要
素材生産	素材生産、原木流通を行っている商社
木材加工	木材加工、製材流通を行っている商社 ゼネコン系列の木材加工業者
木材流通	木材加工、製材流通を行っている商社
ゼネコン	大手ゼネコン (2社)
設計	大手設計事務所

主な聞き取り項目は以下の通りとした。

- 木材の利用状況
 - －原木の調達方法
- 利用する木材に持続性担保を求めるか
 - －原木調達の際の持続性確認の方法
 - －持続性担保を求める需要者はいるか
 - －持続性担保のためのコスト負担
- 新たな立木取引システムへの評価
 - －消費者へのアピールポイントになるか
 - －立木取引システムへの参画の可能性
 - －立木取引システムへのアドバイス

ウ. 主な論点

主な意見として以下があった。

- ・森林資源の持続性に向けた対策が必要なことは理解する。
- ・その具体策として立木取引を見える化することは効果的ではないか。
- ・(商社として) 広域に立木調達を行う観点から積極的に参加していきたい。
- ・ただし、立木価格を上げる分のコスト負担には簡単には応じられない。

持続性担保については、ほぼすべての関係者が必要であるとしたものの、そのコスト負担方法については回答が異なった。

流通のステージ	非住宅	住宅
発注 (施主、建築主)		
設計・施工管理 (建築事務所)	・調達内容は施工業者の権限	
施工・調達 (ゼネコン、工務店)	・設計書に書かれていればそれに従う ・木造はS造やRC造に比較して高額、更なるコスト負担の説明が必要 ・発注者の判断 ・補助金などにより可能性は増す	・単純なコスト増は難しい ・新たな付加価値として説明するなどの工夫があり得る
製品流通 (商社・製品市場)	(工場から直調達が大半)	・経済合理性で価格は決まる ・需要者の判断
加工 (製材・加工場)	・経済合理性で価格は決まる ・需要者の判断	・経済合理性で価格は決まる ・需要者の判断
原木流通 (原木市場・商社)	・経済合理性で価格は決まる ・需要者の判断	・経済合理性で価格は決まる ・需要者の判断
素材生産 (素材性産業)	(ヒアリングなし)	(ヒアリングなし)
立木流通 (現在存在しない)		
立木所有 (森林所有者)		

エ. 聞き取り結果

詳細な聞き取り結果は以下の通りとなった。

(事例1)

ヒアリング先	流通事業者 (A社)
木材の利用状況	原木丸太の流通、製材品の流通を行っている。
(更問) 原木の調達方法	原木丸太の調達は、森林所有者との直接取引。土地付きで引き取り、伐採再造林後に社有林化している例もある。
(更問) 原木調達先を探す際に最低限必要な情報	通常的林分データ (面積、材積、樹種、林齢)。あとは現物を熟覧して決める。特に搬出経路の情報は重要。
木材利用における持続性担保の必要性	森林資源の持続性担保は社会的責務。
(更問) 原木調達の際の持続性確認の方法	再造林によって持続的に森林経営されることを前提として買い付けを行っている。
(更問) 持続性担保を求める需要者はいるか	非住宅では多い。持続性は確保されていて当たり前という認識が一般的。
(更問) 消費者へのアピールポイントになるか	持続性が担保されていない木材があるということを消費者に説明してもビックリされるだけではないか。
新たな立木取引システムへの評価	持続的木材の供給源となることを期待する。
(更問) 立木取引システムへの参画の可能性	参加する。 企業として当たりの考え方。適正な価格であれば、参加しない理由はないはずである。適正な価格を否定する企業は社会的に淘汰されていくであろう。
(更問) 立木取引システムへのアドバイス	透明性の確保、普及が課題となるのではないか。
持続性担保のためのコスト負担	単純に高くても買うかと言われれば、難しい面はある。サプライチェーン全体でちゃんと価格転嫁する仕組みを作るべきである。
持続性担保の仕組み	航空写真など、簡易にチェックするシステムを構築すればよい。認証制度のように厳格にすると普及は難しい。

(事例2)

ヒアリング先	流通事業者 (B社)
木材の利用状況	原木丸太の流通を行っている。商社として立木を買い付け、伐採と造林を行い、原木丸太を販売する事業を進めている。
(更問) 原木の調達方法	森林所有者と直接取引。広域かつまとまりをもって調達を行うことになるため、調達可能な場所は限られる。
(更問) 原木調達先を探す際に最低限必要な情報	航空レーザからの解析情報があればそれでいいし、森林簿の情報でも構わない。毎木調査などの詳細なデータがあればありがたいが、その調査経費を負担することはできない。現場での調査データもいい加減なケースが結構あり、いずれにせよ自ら現地を確認するので、現地確認に至る、つまり現地に行ってみたいと思わせるようなデータがあればそれでいい。もっと言えば、位置情報があれば Google Earth でかなり正確に把握できる。
木材利用における持続性担保の必要性	不透明な取引から森林所有者を解放するための手段としてオープンマーケットを提案してきた経緯がある。オープンマーケットが存在すれば、我々商社など外からの買い付けを誘導でき、より競争の有る、透明性のある価格形成が期待される。また、森林所有者が自分の山の価値を知ることができる。
(更問) 原木調達の際の持続性確認の方法	多くの場所で、造林とセットで立木を調達している。森林所有者には造林コストを差し引いて立木代金を支払っているが、それでも造林の低コスト化等で森林所有者にとっては魅力的な販売価格になっていると考えている。
(更問) 持続性担保を求める需要者はいるか	売り先は材種ごとに異なるが、主に製材やバイオマス関係が多い。再造林していることについて「立派だね」とは言われるが、ほとんど興味を持たれない。まして価格の上乗せなどはありえない。
新たな立木取引システムへの評価	上述のように入札によるオープンマーケットの必要性を提唱してきた。ただし、造林費やインセンティブを強制的に付加する方法には否定的。市場による価格形成が基本ではないか。
(更問) 造林費を付加することはどのような不都合があるのか。	造林費の大半は補助金で賄われており、それを販売価格に載せることはモラルハザードを引き起こす。経済原則に反している。
(更問) 立木取引システムへの参画の可能性	立木市場が設立されれば参画していきたい。

(更問) 想定される主な買い方は誰か	素材生産業者と製材工場、そして商社ではないか。
(更問) 外からの買い付けによる独占は心配されないか。	地元の事業者は底力があるため心配ない。
(更問) 自身が参加する際のポイント	商社など区域外からの買い付けを誘導するのであれば境界と搬出の情報は必須。いきなりは無理がある。森林組合などが支援する枠組みを準備していくべきではないか。
(更問) 立木取引システムの普及はどのように取り組むべきか	森林所有者には情報がなかなか届かない。市町村などが応援する仕組みがあれば普及するかもしれない。
持続性担保のためのコスト負担	現在の需要先は持続性のコスト負担の意識はない。
持続性担保の仕組み	伐採と造林の混合契約を基本とするのがベスト。それができない場合は、買受者の希望に応じて造林した状態の写真を提供するなどで対処すればよいのではないか。認証制度に伴うコスト負担ができるほどの付加価値が期待できないというのが現実ではないか。

(事例3)

ヒアリング先	設計事業者 (C社)
木材の利用状況	大型の非住宅および若干の集合住宅を扱う設計事務所である。グループ内には国産材加工業者もあり、木材利用、国産材利用には積極的に取り組む姿勢をもっている。
(更問) 原木の調達方法	施主ー設計事務所ーゼネコン又は商社もしくは木材加工業者の流れの中で調達材料を決めるのはゼネコン又は商社の一次請負となった企業。設計の立場では強度や樹種・材種などの仕様を指定し、地域材、認証材などの提案も行うが、コスト等の協議を経て材料調達に至る。品質、価格、量、納期などの条件によって使えないものも出てくる。
木材利用における持続性担保の必要性	グループとしては木材加工場をもち、某県と県産木材利用の提携を結ぶなど意識は高い。
(更問) 原木調達の際の持続性	多くの場所で、造林とセットで立木を調達している。森林所有者には造林コストを差し引いて立木代金を支払っている

確認の方法	が、それでも造林の低コスト化等で森林所有者にとっては魅力的な販売価格になっていると考えている。
(更問) 認証材は使うか	利用可能であれば使いたいが、条件が合わないケースが多い。浜松市のようにすべてが FSC というケースは使いやすい。品質管理のため基本的に JAS の集成材を用いることが多い。
新たな立木取引システムへの評価	立木取引は実態が見えにくいという印象をもっており、このようなシステムができることは歓迎する。
(更問) 立木取引システムへの参画の可能性	活用していきたい。その際は設計書にどのように反映させていくかが課題となる。
(更問) 想定される主な買い方は誰か	素材生産業者と製材工場、そして商社ではないか。
(更問) 立木取引システムの普及はどのように取り組むべきか	国交省や経産省の木造化補助事業、ビッグプロジェクトなどでプロモーションするといいいのではないか。優良事例として業界紙などで取り上げられると急速に広まることが期待される。
持続性担保のためのコスト負担	立木価格が安いために森林所有者が再造林意欲を持ってないことが持続的な森林維持に問題なのはよくわかる。しかし、一般に需要者側としては払うべきものは払っているという意識。ウッドショック時は高くても買った。中間搾取がひどいという噂もある。 いくら負担すべきか実情を掘り下げてみると、造林補助金でコストの大半が賄われている、植えなくても植生回復される、などの意見も聞かれる。 再造林コストがいくらかかるのかを示し、それが必ず森林所有者に返る仕組みであることを説明すること、持続的経営が環境保全に貢献するというわかりやすいストーリー（例：沖電気の本庄早稲田工場など）をつくること、などで最終消費者に見える形での情報提供が必要。 非住宅は木材利用の中で少数派。最後は非住宅が努力する必要性の理屈付けも必要。
持続性担保の仕組み	FSC 材があればそれを使う。ただ、FSC といっても再造林が約束されているわけではなく、トレーサビリティは十分でないように感じる。また、コスト負担も課題。

(事例4)

ヒアリング先	ゼネコン (D社)
木材の利用状況	ゼネコンとして主として非住宅建築を請け負っている。設計会社が設計したものを入札で請負う場合と、設計まで含めて請負う場合がある。
(更問) 原木の調達方法	木材の調達先は、グループ会社があればグループ会社、そうでない場合は製材工場等からのケースが多く、商社経由はほとんどない。
木材利用における持続性担保の必要性	もちろん、持続性に配慮しなければならない。しかしながら、すべはユーザー次第であり、常に価格とセットで検討される事項。 持続性以前に、国産材なのか外材なのか、木造なのか非木造なのか、という選択肢がある。
(更問) 木造と非木造でどの程度のコスト差があるか	高層建築の構造材を純木造にすると約2倍になる。ハイブリッドで1時間耐火の表面被覆に木材を使うなどであれば1割増程度まで圧縮できた例がある。
(更問) 認証材は使うか	すべてはユーザー次第。設計書に書いてあればそれに従うし、発注者が求めれば情報収集は行う。ただし、どうしてもコスト見合いになり、高くてもいいから持続性を優先するという発注者は居ない。
新たな立木取引システムへの評価	「持続性を維持しますからその分を価格に上乗せします」というのは通常の商取引ではありえない。あくまでも経済原則に沿った取引の中で努力すべきであり、その観点から非現実的だと考える。
(更問) 立木取引システムへの参画の可能性	(グループ企業が回答) 現在は原木での調達のため、立木市場から調達する考えはない。将来的にはあるかもしれないが、搬出条件などの確認のため山を見に行くことや素材生産業者のコントロールなどを考えると管理の手間が増えるだけではないかと考える。
(更問) 想定される主な買い方は誰か	(グループ企業が回答) 素材生産業者が参画し、そこから出てくる原木を調達になるのではないかと考える。
(更問) 立木取引システムの普及はどのように取り組むべきか	常識的に考えて、現状の流通システムの中に新たに取引システムを付け加えるとコスト増になる。流通上の2つの役割をひとつにまとめるなどを考えるべき。 林業を産業としてどのように成り立たせるかの観点がないように感じる。集積化や土地問題など先に解決すべき課題が多い

	のではないか。
持続性担保のためのコスト負担	<p>木材コストは全体の2%程度なので、その単価が3倍になれば全体のコストは4%増となり、その程度を克服すべきという話は出てくるかもしれないが、実際には4%のコストをユーザー飲み込んでくれるケースはなく、その分をゼネコンが飲みという話になる。</p> <p>(グループ企業が回答) 国産材ヒノキ原木を使っているが、現状でもかなり高く買っている(ウッドショック前は1.65万円だったが、現在は2.2万円)。安定供給をお願いしている分を高く評価し、一方で品質の高い商品をできるだけ安く納入するよう努力している。この状況で再造林費をさらに負担せよと言われても・・・。</p>
持続性担保の仕組み	(質問する状況に至らず)

(事例5)

ヒアリング先	ゼネコン (E社)
木材の利用状況	ゼネコンとして主として非住宅建築を請け負っている。
(更問) 原木の調達方法	95%以上は集成材工場等から調達。わずかであるが原木調達したケースもある。
木材利用における持続性担保の必要性	建築主次第。持続性を意識する建築主は増えてきている。
(更問) 相応のコスト増を許容するか	単純に高い価格を受け入れるユーザーは居ない。ただでさえ木造はRC造やS造よりも高い。さらに持続性担保で価格増ということであれば、それを大義明文化する必要がある。
新たな立木取引システムへの評価	<p>持続性担保は重要であるが、ユーザーが納得するものであるべき。</p> <p>県産材証明を求められることなどが多いので、産地を証明するシステムはありがたいかも。</p>
(更問) 立木取引システムへの参画の可能性	基本的に集成材メーカーからの調達になるため、直接的に立木取引システムに参画することはない。立木を買ったとしても使える部分は多くなく、大半は持て余してしまうだけである。
(更問) 想定される主な買い方は誰か	商社が中間プレーヤーに入ってもらうのが妥当ではないか。
持続性担保のためのコ	消費者の理解で進めるべき。流通や加工はカツカツでやって

スト負担	きているところも多い。 川上・川中・川下がオープンに会話できる場を持つべきである。
持続性担保の仕組み	再造林を直接確認できる厳格なシステムが必要。売逃げする業者をどう排除するのも課題。松枯れや山火事対応をどうするのか、ということも大きな課題。

(事例6)

ヒアリング先	住宅メーカー (F社)
木材の利用状況	住宅メーカーとして建築部材の木材を年間 50 万 m ³ 利用。それ以外に建材流通でもかなりの量の木材を扱っている。
(更問) 原木の調達方法	グループ内の企業からが主である。
木材利用における持続性担保の必要性	必要と認識している。木材製品については、全件について「調達委員会」による由来チェックを年 2 回程度行っている。
(更問) 相応のコスト増を許容するか	単純なコストアップは受け入れがたい。「価値が変わった」、「原価が変わった」、などで需要者側に説明するのが一般的であろう。ウッドショックの乱高下の影響がひどかったので、「価値が変わって安定した取引ができる」、「安定供給も付加価値のひとつ」として受け入れられるはず。
新たな立木取引システムへの評価	持続性担保を宣言することは自社で完結できないため、第三者の評価として立木取引システムのような機関があることはありがたい。
(更問) 立木取引システムへの参画の可能性	住宅メーカーとしてはないが、素材を取り扱うグループ企業としてはありうる。所有者情報は中々手に入らないので、このようなシステムがあれば調達先を増やすことができるのではないか。
持続性担保のためのコスト負担	価格増分は、消費者が負担する方向ではないか。価値が変わり安定供給にもなるので、という説明で通るのではないか。
持続性担保の仕組み	「持続性」を担保するものとして認証材があるが、インドネシアでは独自の表示制度をもっており、それを利用して由来をチェックしている。由来についてのチェックがしっかり行うことが可能であれば良いのではないか。

(参考資料) 1 課題の整理 (検討事項と今後の行程)

区分	具体的検討事項	利用できる手段・対応策等	課題	今後の行程
1 出品物件の掘起し	所有者への普及・出品の促進	サイトが条件の整っている地域で説明会を実施 市町村による意向調査などからサイトがDM等を発送	林野庁、都道府県、市町村の協力が重要 レーザ航測、地籍調査等の進捗状況を勘案し地域を選定 関係者に判りやすい資料の作成	(R5) 条件が整っている都道府県をリスト化 (R6) 各地で説明会を実施 林野庁、都道府県、市町村等に協力要請 資料を作成 条件の整っている都道府県、市町村、森組などへ送付
2 販売物件の出品	(1) 経営継続の意思の確認	所有者が出品時に再造林の実施等を誓約 サイトは再造林など確実な履行のための仕組みで誓約の実施を担保	誓約できない者は出品不可 売払い契約と同時に再造林契約又は造林信託契約 実施後の報告資料の提出	(R5) 申込みフォームで整理 (R6) 造林信託の口座開設方法等の検討
	(2) 森林所有者の確認	所有者が出品時に登記の有無などの情報を提供(必須) サイトは森林組合の利用実績、市町村の情報(森林簿)などで補強	売買契約時までに登記完了が条件	(R5) 申込みフォームで整理 (R6) 試行の中で実施 事前登録の必要性の検討
	(3) 境界確定や隣接所有者との関	所有者が出品時に地籍調査、境界確定状況、隣接所	売買契約時までに境界確定の見込がない、係争有りなどは出品	(R5) 申込みフォームで整理

	係	有者との係争の有無などの情報を提供(必須) サイトは市町村・森林組合などからの聞き取りなどで補強	不可	事前登録の必要性の検討 (R6) 試行の中で実施
	(4) 共同所有の場合の対応	出品者が出品時に共同所有者の合意の有無を明示 サイトは市町村・森林組合などへ問合せ	売買契約時まで合意が見込まれない場合は出品不可 不確知森林制度の手続きの簡素化・迅速化を林野庁等へ要請	(R5) 申込みフォームで整理 (R6) 試行の中で実施
	(5) 林分内容の具体的なデータの有無	所有者が出品時に林分データ(林令、樹種、材積などの数値、地図など)と調査方法(現地調査(森林簿情報、森林組合データ等)、レーザー航測など)を明示	林分内容の調査はレーザー航測データの活用を検討 都道府県、市町村の情報提供に関する協力が重要	(R5) 申込みフォームで整理 (R6) 林野庁、都道府県、市町村等に協力要請
3 出品森林の確認	(1) 森林簿及び登記簿等と現地との照合	所有者は買受希望者の入林受け入れが条件	買受希望者の要望に基づき、所有者や所有者から委託を受けた者が案内 適切な委託先の確保	(R6) お問い合わせフォームで整理 フォレスター、林業技士等専門知識を有する者の団体、林業事業体が組織する団体などによる現地案内等への参加を働きかけ 参加可能地域のリスト化
	(2) レーザ航測データの提供の有	情報がオープンになっている都道府県から着手	レーザー航測実施と解析の加速化、データのオープン化を林野	(R5)

	無		庁等へ要請	条件が整っている都道府県をリスト化 (R6) 林野庁、都道府県、市町村等に協力要請
	(3)隣接所有者との境界確認作業の可否	確認作業が必要な場合には所有者等が立会うことを義務付け	所有者や所有者から委託を受けた者が立会 適切な委託先の確保	(R5) 申込みフォームで整理 (R6) お問い合わせフォームで整理 フォレスター、林業技士等専門知識を有する者の団体、林業事業体が組織する団体などの参加を協議 参加可能地域のリスト化
	(4)木材の搬出方法及び経路などの確認	確認できる資料の提出を義務付け	隣接所有者との関係については買受希望者が処理 出品者と隣接所有者の間の良好な関係が前提	(R5) 申込みフォームで整理 (R6) サイトに相談窓口を設置
4 販売条件の設定	(1)売払い予定価格の提示	所有者は出品時に最低希望売り払い額を提示（サイトの情報によってサイト掲載前に修正・調整する場合あり） サイトは樹種や地域での相	相場価格や各種経費、造林標準単価の情報収集	(R5) 申込みフォームで整理 (R6) サイトに相談窓口を設置

		場、同様の条件下での想定搬出経費、再造林経費などを参考として提供		
(2) 伐採・搬出委託先及び再造林委託先の確認と適切な伐採・搬出方法の確保	所有者は出品時に再造林事業者名を提示(必須) 買受希望者は申込み時に素材生産事業者名を提示(必須) サイトは、出品者と買受希望者が事業者を不知の場合、環境配慮や安全作業を確保できる事業者を紹介	委託しない場合はその旨を記載 環境配慮や安全作業が困難な事業者は不可 適切な作業が可能な造林・素材生産事業者の選定(既存の認定事業者等を活用)	(R5) 申込みフォームで整理 (R6) サイトに相談窓口を設置 造林、素材生産について適切な施業ができる事業者の資格(県等の登録・認定事業者、安全確保や新技術導入など具体的な取組など) 作成	
(3) 再造林の確実な実施の確保	所有者は、買受者が立木を搬出後、速やかに再造林を実施するため、委託実施の場合は売却契約と同時に委託先と再造林契約を締結(必須)	委託費は買受料の振込後遅滞なく支払う仕組みを検討 出品時にこれらに同意できない場合は出品不可	(R5) 申込みフォームで整理 (R6) 出品者の手間を省くためサイトが造林信託口座に一括して信託する可能性等を研究	
(4) 隣接所有者との調整	所有者が出品時に確定・未確定、隣接所有者との係争の有無などの情報を提供	調整困難な隣接所有者がいる場合は出品不可	(R5) 申込みフォームで整理	
(5) 搬出期間の調整	所有者は出品時に搬出期間を設定	買受者のストック機能を確保するため出来るだけ長い期間(3年程度?)を設定	(R5) 申込みフォームで整理	

5 マッチングの実施	(1) 該当森林のデータの根拠・調査方法の提示	所有者が出品時に林分データ（林令、樹種、材積などの数値、地図など）と調査方法（現地調査（森林簿情報、森林組合データ等）、レーザー航測などの別）を明示	レーザー航測データの活用拡大には、買受希望者等の意識改革が必要	(R5) 申込みフォームで整理 物件情報のページに掲載
	(2) 予定価格の提示・公表、根拠の説明	サイトは所有者が定めた最低希望価格を掲載するとともに最高額での落札にならないことを明記	価格設定の説明が必要性かどうか要検討	(R5) 物件情報のページに掲載 出品情報掲載時にサイトで価格の妥当性を検討、必要に応じ出品者へ助言 価格以外の決定要因（木材の用途、活用地域等に関する所有者の要望）を詳細情報としてサイトに掲載
	(3) 現地案内の実施	所有者は出品時に買受希望者の入林を保証することを義務付け	買受希望者の要望に基づき、所有者や所有者から委託を受けた者が案内 サイトが適切な委託先を紹介	(R5) 申込みフォームで整理 (R6) お問い合わせフォームで整理 フォレスター、林業技士等専門知識を有する者の団体、林業事業者が組織する団体などの参加を協議 参加可能地域のリスト化
	(4) 購入者の条件	所有者は出品時に、木材の		(R6)

の提示	用途、活用地域等の要望を表明 買受希望者は申込時に購入した木材の用途、販路の見込を提示 サイトは買受希望者の登録制度について検討	買受希望者に条件を付す必要性の検討	申込みフォームで整理 フォレスター、林業技士等専門知識を有する者の団体、林業事業体が組織する団体などの参加を協議 参加可能地域のリスト化
(5) マッチングに係る条件・調整の可否	サイトは出品時、申込時に双方から提示された要望等と一致しているか確認	一致していない場合は当事者の判断に委ねる	(R6) 試行の中で実施
(6) 購入者の決定	所有者がサイトの作成する希望最低価格以上の提示があった買受希望者リストに基づき決定	最高値を提示した買受希望者ではないことを認めるか	(R5) 申込みフォームで整理 その他の条件を付すことを可能とし、物件情報に明示
(7) 契約書の締結及び入金方法などの確認	契約は所有者と買受希望者の間で行う サイトは、買受希望者から期間を過ぎても入金がされない場合は契約を無効とするなどを盛り込んだ契約書のひな型を参考提示	サイトは入金されず契約無効となった買受希望者の以降の買受希望を受け付けない 理由がないときはサイトで氏名を公表	(R6) サイトに相談窓口を設置
(8) 再造林経費の扱いに関する説明及び根拠	買受料が再造林に確実に充てられる仕組み	買受料の振込後速滞なく委託料を支払う仕組みを検討（出品者が振込む、サイトが預かって	(R5) 申込みフォームで整理

	サイトは再造林マニュアル（作業基準）を出品者及びその委託者に参考として提示	振込む、買受者が振込むなど） 地域毎の作成が必要	(R6)都道府県等が作成する森林整備の基準等の情報収集
(9)マッチング経費及び負担方法	サイトの運営経費を確保するため、出品登録料、紹介手数料として出品者又は買受者から扱い量に応じて別途定める額を徴収	適切な額の設定方法の検討	(R6) 定額の登録手数料と売買金額に応じた運営負担金(契約金額5%前後)を必要経費を踏まえ検討
(10)物件の引渡しに関する説明（時期、方法など）	サイトは参考提示する契約書のひな型に物件引渡しに関する事項を記載	引き渡し方法（現地、図上）等について要検討 所有者や所有者から委託を受けた者が実施	(R5) 申込みフォームで整理 (R6) フォレスター、林業技士等専門知識を有する者の団体、林業事業体が組織する団体などの参加を協議 参加可能地域のリスト化
(11)再造林の確認方法、所有者の経営継続放棄時の対応等	所有者は出品時に森林の位置情報が公開されることを了解(必須) 買受者等は当該情報で森林の現状、再造林実施状況を確認	グーグルアース等を活用し、再造林の実施状況やその後の生育状況を確認	(R5) 申込みフォームで整理、 (R6) Google や FAMOST の活用に関し具体的な手順を作成

		サイトは当該情報で状況を把握し、育林放棄状態になるか確認し、不都合のある場合は理由及び対策を照会	サイトが登録料とは別に一定の金額を確保する必要性の検討	運営料の蓄積がない当分の間関係者の協力を検討
6 マッチング後の対応	(1) 伐出後の状況の調査	所有者又はその委託者は買受者等の伐出作業実施後の状況を確認 買受者等は環境配慮した安全作業の実施に努める		(R6) Google や FAMOST の活用に関し具体的な手順を作成 フォレスター、林業技士等専門知識を有する者の団体、林業事業体が組織する団体などの参加を協議 参加可能地域のリスト化
	(2) 伐出完了後の契約解除に伴う返地手続き	サイトは参考提示する契約書のひな型に返地手続きに関する事項を記載		(R5) 申込みフォームで整理、 (R6) 契約書のひな型を作成
	(3) 再生林の完了検査	所有者又はその委託者はサイトの提示する再生林マニュアル（作業基準）等に沿って適切な作業に努める サイトは位置情報で森林の状況を把握	買受者への報告を義務化？	(R6) フォレスター、林業技士等専門知識を有する者の団体、林業事業体が組織する団体などの参加を協議 参加可能地域のリスト化 (R6) 試行の中で実施
	(4) 完了検査後の所有者への返地	所有者から委託された者は作業終了後現場写真を添付		(R5) 申込みフォームで整理

手続き(委託契約の解消)	した完了届を所有者に提出		(R6) サイトに提出を求める書類のリスト化
(5)再造林後獣害などで成林しない場合の措置	サイトは所有者に当該森林について森林保険の加入を義務付け	保険対象とならない獣害等について、林野庁に対策の創設を要請	(R5) 森林保険加入を申込みフォームで同意
(6)再造林前に契約者間でトラブルが発生した場合の措置	当事者間で解決が必要 サイトは事案に応じて相談や情報提供		(R6) サイトに相談窓口を設置
(7)市場(マッチング機能)の責任はどこまでか?	サイトは運営規約等を定め、出品者と買受希望者は当該規約を理解した上で申込み	関係法令について専門家による検討・助言	(R5) 基本的に関係法等に抵触する問題は想定されにくいとの見解を得た (R6) 具体的な手続きの流れに沿って法的正当性等を検討

(参考資料) 2 立木取引市場の構築に向けた令和6年度取り組み方向

1 マッチングの試行実施

(1) サイトを通じた取引事例の積み上げ

伐採後の再造林など持続経営の確実な実施や境界確定済みなど出品の条件が整った森林(面積が大きな公有林、会社有林、共有林、分取林などを想定)を対象に実際にサイトを開設しマッチングを実施。

(2) 課題の抽出

買受者の、買受申込みから、現地案内、契約締結、造林予約契約・造林費信託、伐採・搬出など一連の流れを具体的に確認。

出品者、買受者等の双方にアンケート調査を実施し、具体的な課題、売買価格の妥当性や試算に当たっての改善点・対策などを検証。

2 サイト利用者の拡大

(1) 説明会の開催

地方公共団体、林業事業者(素材生産業者、コンサルタント等)、森林所有者・森林組合、建設関係者(建設業者、デベロッパー等)など対象を明確にして、境界確定度の高い県等順位付けの上、各地で開催。

(2) 判りやすい資料の作成

説明会等で使用するため、サイトの仕組み、特徴などを見やすく・判りやすくリーフレットを作成。特に、マッチング参加による所有者にとってのメリットを分かりやすく解説。

(3) サイトの改修等

利用者のアンケート等を踏まえたシステム改修とユーザーの利便性の向上のためのマニュアルを作成。

3 将来に向けた働きかけ

(1) サイト運営主体の検討

地方に出先があり技術力を持つ団体などとの共同事業体に関する議論を国活協が呼びかけ。

(2) さまざまな関係者が必要な情報にアクセス出来る環境づくり

レーザー航測の実施・解析の促進、同解析データのオープン化、地籍調査、森林境界確定事業の一層の推進に関し、関係行政機関等へ協力要請。

(3) 流通の場へ供給量の増大

持続経営森林の木材の使用促進にかかる強力な仕組みづくり、立木取引に係る各種課題の解決への支援・協力など素材生産事業者・流通事業者・加工事業者等とともに関係

行政機関へ働き掛け。

(4) サイトを通じて取引される森林の適切な取扱い

安全で効率的な森林施業の実施に意欲的な事業者による施業実施の仕組みの検討。持続経営森林での獣害被害に対する支援を関係行政機関へ提起。

令和5年度 林野庁補助事業
顔の見える木材供給体制構築事業

「持続性が確保された木材流通のための
立木取引（マッチング）の場の構築」
成果報告書

令和6年1月

一般社団法人林業機械化協会
一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会